

人権・同和教育推進の手引き

『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕』を
すべての学校で活かしていくために

佐賀県教育委員会

目 次

第I章 人権教育の基本的な考え方

- 1 「第三次とりまとめ」について 7 2
- 2 人権教育の推進に向けた基本的な考え方 7 3
- 3 人権教育の基本認識について 7 4
 - (1) 人権について
 - (2) 人権教育とは
 - (3) 人権感覚について
 - (4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

第II章 学校における組織的な取組と関係機関との連携

- 1 学校における人権教育について 7 7
 - (1) 学校における人権教育の目標
 - (2) 学校における人権教育の取組の視点
- 2 教育活動全体を通じた人権教育の推進について 7 9
 - (1) 人権尊重の精神に立つ学校づくり
 - (2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
 - (3) 人権尊重の理念に立った生徒指導
 - (4) 人権尊重の視点に立った学級経営
 - (5) 人権尊重の視点からの教科指導（学力向上）
- 3 学校としての組織的な取組について 8 5
 - (1) 校内推進体制の確立
 - (2) 人権・同和教育担当者の役割
 - (3) 人権・同和教育の全体計画・年間指導計画
 - (4) 取組の点検・評価
- 4 社会科担当と学級担任との連携 9 8
- 5 家庭、地域、関係機関との連携及び校種間の連携 1 0 0
 - (1) 家庭、地域との連携
 - (2) 関係諸機関との連携、協力
 - (3) 校種間の協力と連携

第III章 人権教育の指導方法等の充実

- 1 人権教育の指導内容 1 0 3
 - (1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容
 - (2) 人権感覚の育成に関わる指導内容
- 2 効果的な学習教材の選定・開発 1 0 4
- 3 指導方法の在り方 1 0 6
 - (1) 人権教育における指導方法の基本原則
 - (2) 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫
 - (3) 「体験」を取り入れた指導方法の工夫
 - (4) 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

第IV章 学校における研修の取組

- 1 年間研修計画について 1 0 9
- 2 研修内容について 1 1 0

第1章 人権教育の基本的な考え方

1 「第三次とりまとめ」について

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において、平成20年（2008年）に、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が公表されました。

〔第三次とりまとめ〕では、平成16年（2004年）の〔第一次とりまとめ〕、平成18年（2006年）の〔第二次とりまとめ〕の内容を包括し、学校教育における人権教育の指導方法等の工夫・改善方策が示されるとともに、掲載事例等の充実が図られました。

また、文部科学省では、この「とりまとめ」が、教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組においてどのように活用されているかを検証するため、平成20年（2008年）人権教育推進状況調査を実施しています。

この調査結果を受け、「人権教育の指導方法等に関する調査研究委員会」は、次のような提言を行っています。

（一部要約）

- 1 人権教育に関する基本的な方針等については、全ての市町村において策定されることが当然に期待されるものであり、地域における人権教育を一体となって推進すること。
- 2 都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進すること。
- 3 人権学習を推進する指導方法については、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身に付けることが重要であり、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用すること。
- 4 〔第三次とりまとめ〕についての周知及び趣旨や内容に関する理解が、必ずしも十分でない。〔第三次とりまとめ〕の趣旨を十分理解した上で、人権教育の更なる改善・充実を行うこと。
- 5 学校における〔第三次とりまとめ〕をふまえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。あらゆる校種の学校において、児童生徒の多様性をふまえた人権教育の取組を行うこと。また、管理職のリーダーシップのもと、全職員が一体となった人権教育の一層の充実を図ること。
- 6 〔第三次とりまとめ〕の実践編等を参考にしながら、各教科等における学習教材の理解や授業研究といった指導に関する研修の工夫・改善を行うこと。
- 7 保護者参画型の授業づくりや、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進すること。
- 8 〔第三次とりまとめ〕は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践成果もふまえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤とも言える、人権教育の在り方等を明示しているものである。再度、人権教育の意義、〔第三次とりまとめ〕の趣旨を十分に認識する必要があること。

〔第三次とりまとめ〕は、学校教育における人権教育の指導方法等について具体的な方策を示したものであり、より積極的に活用が図られることが期待されています。

2 人権教育の推進に向けた基本的な考え方

平成12年(2000年)に施行された〔人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〕では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」とされています。

これを受け、国では、平成14年(2002年)に〔人権教育・啓発に関する基本計画〕を策定し、「基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情をふまえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。」ものとしています。

文部科学省は、学校における人権教育推進のために平成15年(2003年)から「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次から第三次にわたる〔とりまとめ〕を公表しました。それによると、学校教育において人権教育を進めるにあたっては、児童生徒の発達段階に応じて、人権についての関心と理解を深めながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、人権感覚を身に付けるための指導を行うことが必要とされています。

また、各学校においては、児童生徒の指導にあたる教職員自らが、これを十分に理解していることは勿論、人権の意義・内容やその重要性、また、人権教育がめざすものなどについて明確にしなが、組織的・計画的に進めることが重要です。

平成18年(2006年)に改訂された〔佐賀県人権教育・啓発基本方針〕では、このような人権教育の推進に向けた「具体的な施策の方向」として、次の施策を中心に推進を図ることとしています。

1 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

- (1) 教科、領域における人権教育だけでなく、発達段階に応じ、学校生活全体を通して人権尊重の精神が高まるような学習内容の構築
- (2) 参加・体験的な学習等による効果的な学習方法の工夫・改善

2 相互連携による人権教育の連携

効果的な学習教材の開発や学校・家庭・地域社会の連携による人権教育

3 教職員の研修の充実

教職員の人権意識の高揚と資質向上を図るため計画的、実践的な研修の充実

4 人権感覚を育む体験活動機会等の充実

豊かな人間性を育むためのボランティア活動、自然体験活動等多様な体験機会の充実

5 関係団体等との連携した人権教育の推進

P T A、ボランティア、N P O団体等との協働・連携等による人権教育の推進

このような人権教育の一層の充実が求められる中、県では「人権・同和教育推進の手引き」を平成19年(2007年)3月に作成しましたが、今回、これまでの基本的な考え方に〔第三次とりまとめ〕の趣旨をふまえ、参考となる具体的な実践事例を加え、改訂をしたところです。

またこの資料集は、県内の全ての教職員に配布されることから、人権教育を推進する多くの先生方に積極的にご活用いただきたいと思います。

3 人権教育の基本認識について

(1) 人権について

「人権」の定義については、様々なとらえ方がなされていますが、一言で言えば、私たち一人一人が、幸せに生きていくための権利であり、人間が生まれながらにして持っている固有の権利のこととすることができます。

[人権擁護推進審議会答申]（平成 11 年（1999 年））では、人権とは「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、「人間の尊厳に基づく人間固有の権利」と定義され、また、[人権教育・啓発に関する基本計画]では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明しています。

私たちは、「自分の能力を活かして働きたい」、「幸せな生活をしたい」など様々な願いを持っていますが、それぞれが、自分の能力を十分に発揮することのできる社会、だれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くためには、一人一人が他の人の人権を侵害してはならない義務と責任を負うとともに、人それぞれが共に尊重される社会に向けて大切に守り育てていくことが必要です。

(2) 人権教育とは

[人権教育及び人権啓発の推進に関する法律]では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」とされ、人権教育の目的を達成するためには、全ての学校において取り組むことは言うまでもありませんが、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要です。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められます。

人権教育を進めるにあたっては、全ての学校において取り組むことは言うまでもありませんが、学校だけでなく、就学前教育や地域・家庭等のあらゆる場において人権教育を推進していくことが重要です。

(3) 人権感覚について

人権感覚とは、人権問題を直感的にとらえて感知する感覚であり、日常生活において人権への配慮が態度や行動に結びつくような感覚のことで、学校教育においては、人間の生命のかけがえのなさや、全ての人の人間としての尊厳や価値が尊重されることの重要性を理解させるとともに「人権上問題があるような出来事に接した場合に直感的におかしいと思い、人権侵害を解決せずにはいられないと感じ、そして、このことが態度や行動に現れるような感性」として育てていく必要があります。

そのためには、教育・学習の場である学校・学級自体に、人権尊重の精神がみなぎっ

ている環境であること、すなわち、教育・学習の場そのものの雰囲気の内り方も重要です。

(4) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育を通じて培われるべき資質・能力は、①知識的側面②価値的・態度的側面③技能的側面からとらえることができます。

①知識的側面 例えは…

自由・責任・正義・個人の尊厳・権利・義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識など具体的に役立つ知識

②価値的・態度的側面 例えは…

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲など

③技能的側面 例えは…

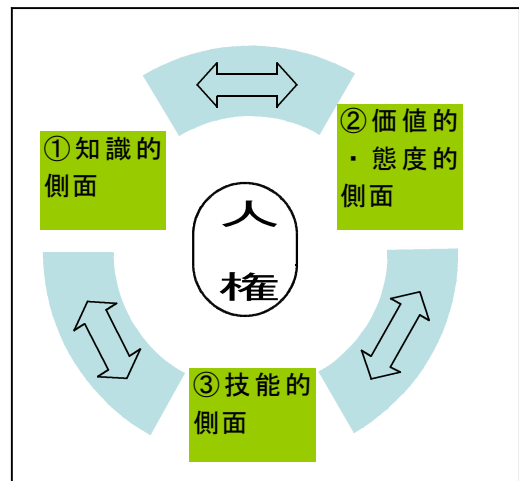
コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能、偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、など

3つの側面からとらえる人権教育

「人権」について学ぶときには、「人の持つ権利」などの知識としての学び（①知識的側面）と同時に、人が持つ価値や重要さを尊重しようとする意思や態度を養い（②価値的・態度的側面）、これを実際の行為に結びつける実践力として育む（③技能的側面）ことが重要です。

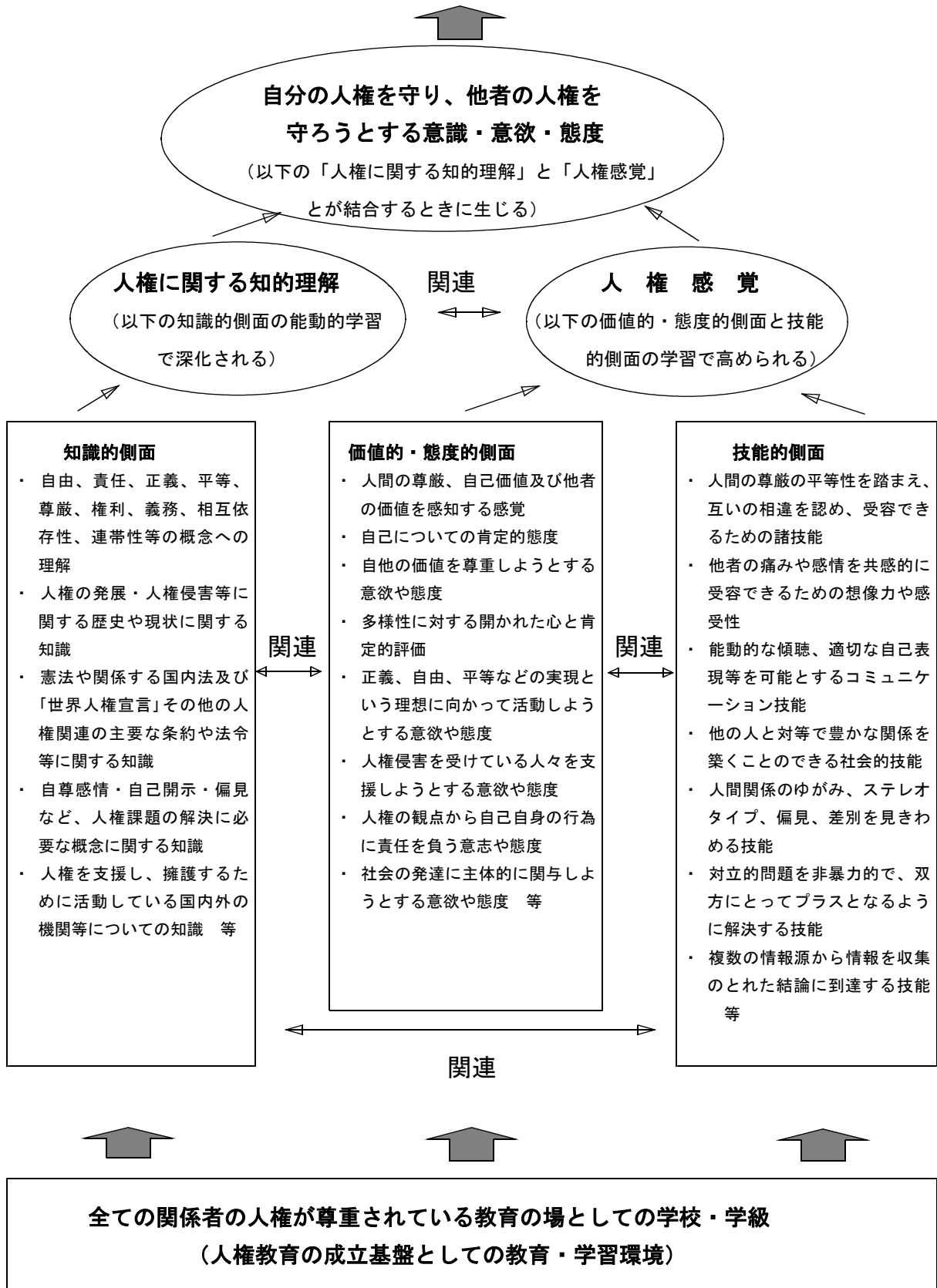
また、②価値的・態度的側面と③技能的側面は、人権感覚に深く関わりがあります。「知的理解だけではなく、態度や行動に現れる」ために①知識、②価値観や態度、③技能とをバランス良く身に付けさせることに留意しながら取り組んでいくことが大切です。

詳しくは、次ページの概念図(人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】)を参考にしてください。



【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」
自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



第Ⅱ章 学校における組織的な取組と関係機関との連携

1 学校における人権教育について

(1) 学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

各学校においては、児童生徒や学校の実態等に応じて、人権教育によって達成しようとする目標を具体的に設定し、主体的な取組を進めることが必要です。

(2) 学校における人権教育の取組の視点

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に言葉で説明するだけで身に付くものではありません。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめとする学校全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような環境をつくることです。特に、教職員間、児童生徒間、教職員と児童生徒間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものです。

また、この基盤づくりに必要なものの一つに「隠れたカリキュラム」があります。

【参考】 隠れたカリキュラム

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～ P.9

学級がいじめ・からかいを許容するような雰囲気をもっているといじめが起きやすく、逆に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気があると、いじめは起こりにくいものです。校長をはじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものもあります。教職員が、本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童生徒・保護者・地域に積極的に見せることがこの取組の第一歩です。

さらに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要です。他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な

人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒に身に付けさせるためには、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能等を総合的にバランスよく培うことが求められます。

【学校において児童生徒に付けたい力や技能】

- ① 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ② 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③ 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれます。

○授業等で配慮したいポイント例（人権尊重の視点から）

場面	内容	留意点
児童生徒の呼名	子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか 「〇さん」「〇ちゃん」「〇！（呼び捨て）」等	子ども一人一人に対するイメージやとらえ方が、呼称の違いに表れることがある。 一人一人に不公平感等を感じさせない配慮が必要である。
座席替えやグループ決め	くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていないか	座席やグループを決める際には、児童生徒の個々の事情（視力・聴力等の身体的な事情、心理面の状況を反映する友人関係等）に十分に配慮する必要がある。変更等を行う場合にもその判断を行うのは教員である。
教室での指名	日付順、席順、名簿順、物理的条件等によって指名していないか	常に児童生徒の応答を予想し指名を行う。求める内容に応じて、教師が指名の方法を選択し、意図的・計画的に発言を求めていく。
机間（個別）指導	机間指導の仕方に偏りがないか	児童生徒の求めに応じて机間指導を行うと指導の在り方に不均衡が生じてくる場合がある。個別指導の記録をとり、意図的・計画的な机間指導が行えるようにする。
児童生徒の言動等に対する改善点の指摘	特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか 「（今の発言が）聞こえましたか？」等	児童生徒の言動等への否定的な評価に基づく改善点の指摘をクラス内の他の児童生徒に求めていると、当該児童生徒に対する負の評価観を、クラス内で固定化してしまうことにもつながっていく。このような評価・指摘は、原則として教師自身が、自らの責任で行う。
時間配分・進行管理等の判断	教員自らの判断を曖昧にしていないか 「時間が来たので終わりにしましょう」「時間が来たなら知らせてください」等	学習活動に関する時間の配分や活動の開始・終了の周知は、教員が自らの判断で行う。 個人面談等、一定の時間配分でものごとを進める場合においても、その進行については、他者に委ねるのではなく、教員自身で管理を行う。

2 教育活動全体を通じた人権教育の推進について

佐賀県教育の基本方針の柱の一つに、「生きる力」を育む教育の推進]があり、学校教育においては、この「生きる力」すなわち、他者と協調しつつ自律的に社会生活を送るために必要な実践的な力を育む教育活動が進められています。これらは、人権教育を通じて育まれる他者との共感やコミュニケーションに係る力、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする行動力などとも重なりを持つものです。

人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進していくことが大切です。

(1) 人権尊重の精神に立つ学校づくり

教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校生活全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めていくためには、教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の意識的な参画、児童生徒の主体的な学級参加等を促し、人権が尊重される学校教育を実現・維持するための①環境整備に取り組むことが大切です。また、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい②人間関係をつくり、人権尊重の意識と実践力を養う③学習活動を展開していくことが求められます。

その際、校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮することが求められます。

人権教育を推進していく際の具体的な取組の柱として次の3点が挙げられます。

【人権教育の3つの取組】

①人権が尊重される環境づくり

- ・教職員集団の支援力を高める。(校内子ども支援体制の充実)
- ・教職員の認識と力量を高める。(研修機会と研修内容の充実)

②人権が尊重される人間関係づくり

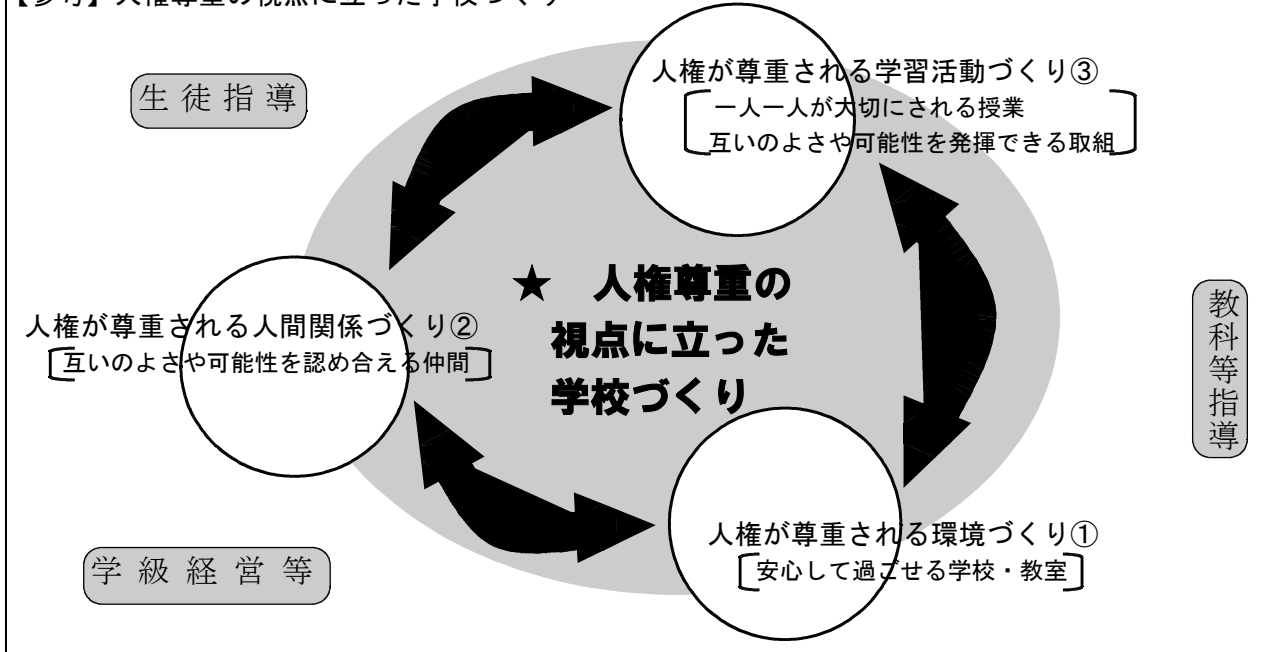
- ・子どもたちの思いをつかみ、子ども同士をつなぐ学級・学年集団づくり
- ・子どもたちの自尊感情を高める教育活動づくり

③人権が尊重される学習活動づくり

- ・生活や地域・社会の中の問題を乗り越えるための行動力を育てる教育内容づくり
- ・人権が尊重される社会づくりのために必要な認識を育てる教育内容づくり

日々の教育活動全体の中で、これらが相互に関わり合いながら実施され、また、日常的な雰囲気や人間関係も含めて、人権尊重の視点で学校教育全体を見直し、改善していく必要があります。

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～ P.11

(2) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

学校において人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果をあげられるようにしていくことが重要となります。

【参考】教育課程の編成に当たっての留意点

- 「地域の教育力」を活用する
各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進する。
- 「体験的な活動」を取り入れる
フィールドワーク等の体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」を育て、人権感覚を育成する。
- 学習形態、教育方法等の工夫を行う
児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的に応じて、計画的に、一斉学習・グループ学習・個別学習などの学習形態の工夫を行う。また、目的・内容に応じて、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチーム・ティーチングを取り入れたり、コンピュータなどの情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法の工夫を行う。
- 「生き方学習」や進路指導と関わらせる
学級活動やホームルーム活動などでの人間としての在り方、生き方についての自覚を深める学習や、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進する。

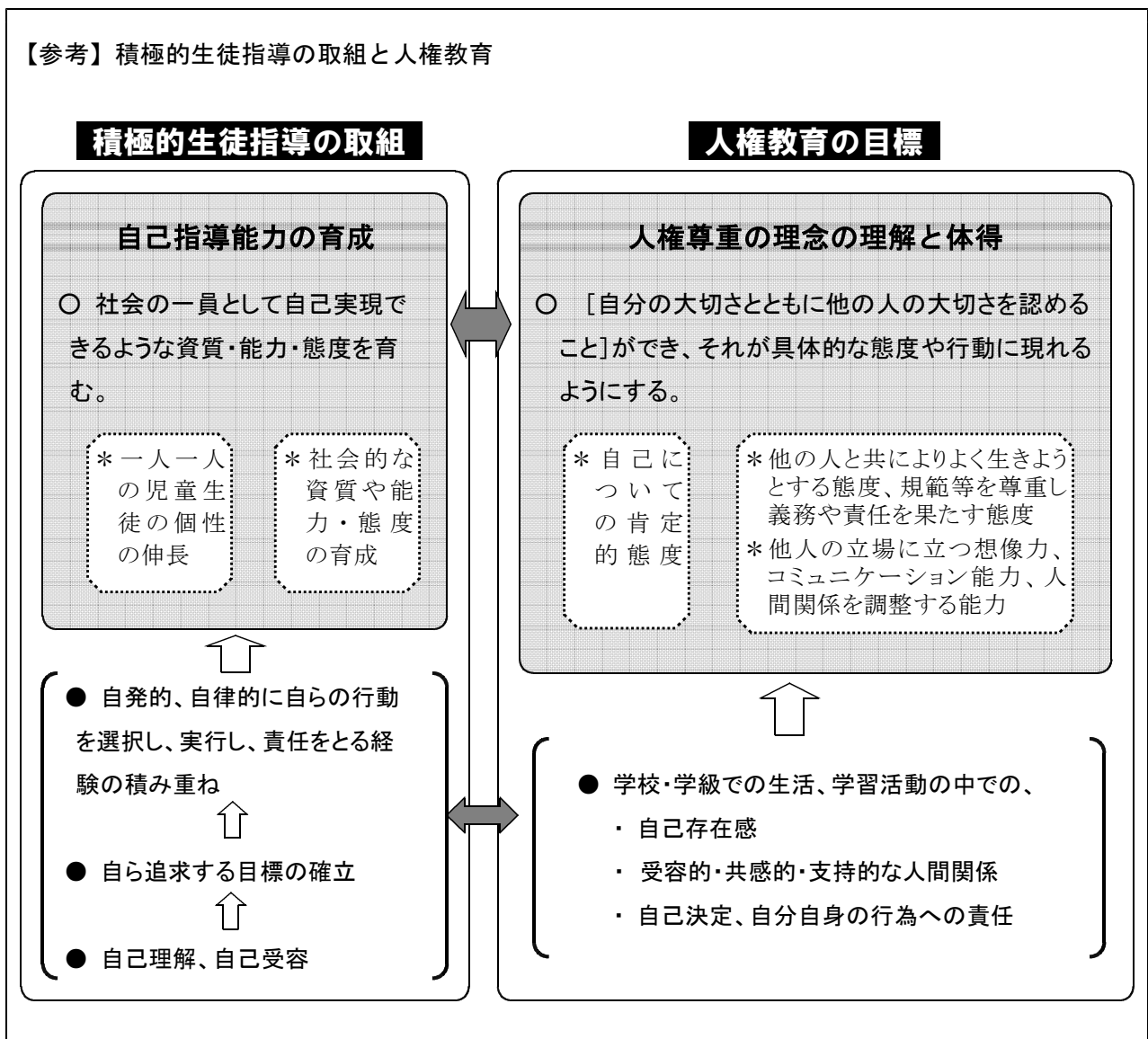
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～ P.12

(3) 人権尊重の理念に立った生徒指導

学校における生徒指導は、「個々の児童生徒の自己指導力を伸ばす積極的な面」にその本来の意義があります。そのために、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導力の育成を目指した「積極的生徒指導」の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を涵養していくことが重要です。

同様に、児童生徒間の肯定的なセルフイメージの形成を支援すること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定の力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組についても、「積極的な生徒指導」の取組と歩調を合わせてこれを進めることにより、いじめ・不登校の未然防止等、大きな効果をあげることができると考えられます。

【参考】積極的生徒指導の取組と人権教育



(4) 人権尊重の視点に立った学級経営

「人権が尊重され、安心して過ごせる」学校づくりのためには、教職員が個々の児童生徒の大切さを自覚し、一人の人間として接するとともに、児童生徒が多く時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していくことが重要です。そのために、次のようなことが大切になります。

① 一人一人の児童生徒を深く理解する

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、まず、「自分のことが好き」という気持ち(自尊感情)を育み、学級の一員であるという所属感をもたせ、誰からも認められているという充実感を味わわせるようにすることが必要です。そのためには、教師が、一人一人の児童生徒についての理解を深めることが大切です。児童生徒理解に当たっては、行動などの現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しくとらえ、児童生徒の立場になって、その内面や課題を十分に把握するようにしましょう。

その手だてとして、児童生徒と話し合うことを大切にしたり、日記や生活ノートの交換をしたりすることが挙げられます。

② 尊重し合う人間関係を育てる

児童生徒が相互に良さを認め合い、励まし合い、支え合う人間関係は、学級の基盤です。教師は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めます。そのため、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくるのが大切です。

その手だてとして、教師や同級生と交流する機会を設けたり、児童生徒が生活の中で経験したことや感じたこと、将来目指していることなどを書く日記、生活ノートなどの指導を位置付けたりすることが挙げられます。

③ 教室・言語環境を整える

教室は児童生徒の生活の場です。教室環境には、目に見える物的なものや人的なもの他に、言語や雰囲気などがあります。特に、言語環境は、あらゆる人間関係の基盤であり、児童生徒や教師の何気ない言葉が、時には相手を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教師の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植え付けてしまうこともあります。

そのため、教師自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることを忘れてはいけません。

これらのことは、学級での環境づくりを進める上で、教師が大切にしたい具体的な事例ですが、決して特別なことではありません。人権教育の具体的な取組をできるところから始め、日常化を図りましょう。

(5) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

「確かな学力」を育む上では、児童生徒一人一人の個性や教育的ニーズを把握し、学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、そのためには、学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされるといふ環境が成立していなければなりません。次に挙げる例は、人権教育を充実させることで、自他の人権を尊重する態度が育ち、それが学力向上へとつながった小城市立晴田小学校の取組です。

<小城市立晴田小学校の取組例（人権教育研究指定校【文科省・県指定】H22.23）>

小城市立晴田小学校では、人権教育を基盤に据えた目標を具現化するために「人権が尊重される環境づくり」「人権が尊重される人間関係づくり」「人権が尊重される学習活動づくり」を校内研究の柱とし、人権尊重の意識と実践力を育むため、様々な教育活動に取り組んでいる。

【主な具体的取組】

1 人権学習（かがやき学習）の創造

児童を中心に据え、人権教育のテーマを学習の視点として出会いや体験を通し、探究的な学習や共同的な活動を展開させる人権学習を創造する。

学校行事と各教科・道徳・学級活動・総合的な学習の時間を、人権のテーマに関わって相互に、また横断的に関連させていく計画を策定する。特に人権教室や人権集会等の行事と道徳・学級活動・総合的な学習の時間の価値内容を関連させ、児童の効果的な学びを目指す。

各教科においては、単元や題材で人権に関する知的理解を図ったり、算数科において他者との関わりの中で学力の保障を目指す学習過程に取り組んだり、国語科で発達段階に応じた言語活動を重点的に取り組んだりする。

2 人権教育を基盤とした校内組織(学びづくり、心づくり、自分づくり)の構築

児童間の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う教育活動を展開するため、各チームで行事や取組について練り合い、共有化する。

(1) 自分づくりチーム（人権が尊重される環境づくり）の取組

- ・児童の良さやがんばりが見えるような掲示の工夫や人権教室等の掲示コーナー設置、人権に関わる図書を紹介など人権に触れる環境づくり
- ・スクールカウンセラーと担任で行う体験型ワークショップや外部機関との連携
- ・規範意識を高める生活指導や生徒指導の工夫
- ・特別支援学級の児童を中心に据えた交流教育 など

(2) 心づくりチーム（人権が尊重される人間関係づくり）の取組

- ・日常の中にある差別や不合理に気付かせるための人権教室や人権集会
- ・保護者や地域の方との連携による芋掘りや田植え・稲刈りといった自然体験活動
- ・特別支援学校との交流学习
- ・話合い活動や帰りの会でのふりかえり

(3) 学びづくりチーム（人権が尊重される学習活動づくり）の取組

- ・PDCAサイクルに沿った授業展開
- ・「聴き合い活動」場面の設定や「ふりかえり活動」の重視
- ・「家庭学習のてびき」や「学びのめあて」の定着
- ・人権が尊重される授業の場づくりと支援の工夫

<小城市立晴田小学校の取組>

◆ かがやき学習（人権学習）の系統化・明確化をめざしての取組

（取組のねらい、目的）

6年間を見通した人権教育の視点に立った価値内容で学習を関連化させた人権学習において、人権教育を通して育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を単元の中で明確にし、具体的な手立てを考える。

（取組の内容）

1 6年間を見通した人権学習の系統化…レベル

自分を中心に、学年に応じて、同心円的に学習を広げていくレベルを設定する。授業においては、学習のねらいに応じて「学び愛」「認め愛」「思い愛」の視点で聴き合ったり、学びの様子や友だちとの関わりについてふりかえったりして効果的な学習をめざす。

2 普遍的、個別的な人権課題に関わる授業創造…テーマ、価値内容

- テーマ学習〔一学期〕 仲間づくり（自分と仲間）
児童の自己肯定感を高めることをめざし、実態・発達段階に応じて人間関係づくりにつなげる
- テーマ学習〔二・三学期〕 各学年テーマ ～協力的、参加的、体験的学習～
 - ・ 総合的な学習の時間を柱として、普遍的な人権課題に関わる授業を創造する。
 - ・ テーマに迫ることができるように道徳や学級活動を関連させる。行事や日常活動を考慮する。
 - ・ 個別的な人権課題に関わる授業は、道徳で位置付け、学習効果を高める。
 - ・ 人権教育を通して育てたい資質・能力を単元の中で明確にし、目標・評価の観点と連動させ、手立てを考える。

3 手立ての明確化…方法（学習過程、指導方法、学習形態など）

(1) 人権学習におけるPDC Aサイクルを意識した学習過程(単元・授業レベル)

Plan(計画、目標設定)→Do(行動、実践)→Check(状況の把握、評価)→Action(改善、調整)

(2) 聴き合い活動、ふりかえり活動の位置付け

① 聴き合い活動（あいあいタイム）の視点

自分の意見を相手に伝えたり、友だちの意見に真剣に耳を傾けて聴いたりすることで、コミュニケーションの力を伸ばし、よりよい人間関係を築いていく。教えあったり、多様な意見を聴き合ったりしながら、助け合って学習することで、学力の保障にもつなげていく。

聴き合う視点を明確にし、学習過程での位置づけや学習形態を工夫することで、目標、めあてや指導と評価を効果的に一体化していく手立てとなると考え活動を設定している。

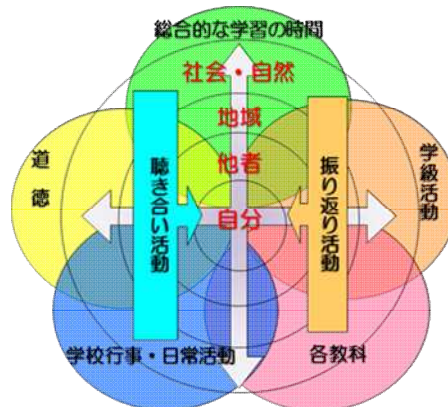
視点	道徳、学級活動、総合的な学習の時間	各教科
思い愛	相手の立場になって聴く	みんながわかる
認め愛	相手の考えが分かる	いろいろな考えを知る
学び愛	自分の考えを創る	よりよい考えを学ぶ

② ふりかえり活動の視点

「友だちが教えてくれたこと」「多様な考えにふれたこと」等、友だちと関わることのよさに気付かせる。「内容理解」と、「友だちとの関わり」という2つの視点で、ふりかえりを行う。

(3) 人権が尊重される授業づくりの視点

（人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]を参考とした）



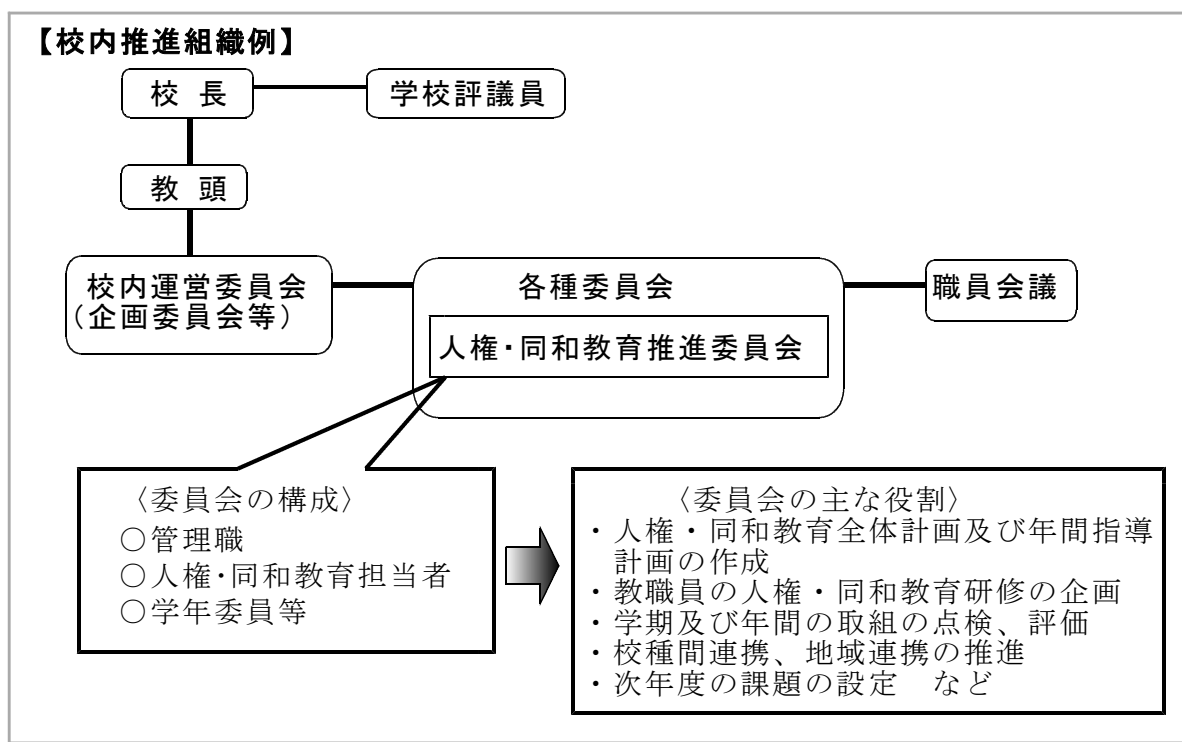
3 学校としての組織的な取組について

各学校が人権・同和教育を効果的に進めるためには、全教職員が人権・同和教育の目標や意義について共通理解していることが大切です。その上で、教育活動全体を通じて、人権・同和教育を推進するための校内体制を整備し、人権・同和教育の全体計画や年間指導計画の作成、教職員の研修に関する企画立案、毎年度の取組についての点検・評価などを効果的、効率的に進めることが必要です。

(1) 校内推進体制の確立

学校において、人権・同和教育の目標を実現させるためには、人権・同和教育の全体計画や年間指導計画の立案や毎年の点検・評価、研修の企画・実施等を組織的に進める体制を確立することが重要です。

人権・同和教育の中核となる組織の確立と各種委員会（各部会）との連携の在り方を明確にし、全職員の共通理解のもと、取り組んでいくことが大切です。



(2) 人権・同和教育担当者の役割

学校における教育活動の中で、児童生徒の人権問題解決への意欲と実践力を育てていくためには、校長の指導助言の下で、教職員の啓発や連絡調整にあたる人権・同和教育担当者が、人権・同和教育推進の中核となって、その推進を図る必要があります。

人権・同和教育に関する企画立案、推進委員会の統括及び学校運営全体との調整、人権・同和教育の推進に関するコーディネート等、人権・同和教育担当者は、校内推進体制の要として大きな役割を担っています。

また、人権侵害が生じた場合の迅速な対応や相談活動を行うことも大切です。

人権・同和教育担当者の職務内容（例）

①人権・同和教育目標、全体計画、年間指導計画に関すること

学校や地域の教育課題を踏まえ、全ての教職員が人権・同和教育の意義等について話し合い、共通理解を図りながら人権・同和教育の目標を設定するとともに、全体計画や年間指導計画を立案する。

②推進体制に関すること

教職員一人一人が、自らの職務別の任務内容と課題を明らかにし意欲的に人権・同和教育に取り組めるよう校内推進体制の確立と充実に努める。

③研修・研究に関すること

教職員一人一人が、人権尊重の理念について理解・体得し、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への確固たる姿勢を確立するための研修の充実に努める。

また、地域教材等の開発や活用に努め、各種研修会の資料を収集・点検・保管し、全ての教職員が活用できるようにする。

④学力及び進路保障に関すること

進路指導担当者等と連携を図り、児童生徒や保護者の願いに基づき、学力や進路を保障するための指導体制の確立と充実に努める。

⑤家庭・地域・関係諸機関との連携に関すること

家庭・地域・関係諸機関等との連携体制づくりや協力の要請に応える体制づくりに努める。

⑥保護者・地域への啓発に関すること

P T A活動や地域催事等あらゆる機会を通じて、人権・同和問題の解決について理解が深まるよう、全ての教職員が学習内容や手法の工夫、啓発の場づくり等に努めることができるようにする。

⑦評価に関すること

評価の観点・方法を工夫し、人権・同和教育の推進状況について点検し、改善に努める。

⑧人権に係る問題に関すること

人権に係る問題が生じた場合など、迅速な対応や相談活動に努める。

（3）人権・同和教育の全体計画・年間指導計画

① 全体計画

人権・同和教育を推進するためには、教職員や児童生徒がお互いの大切さを認め合う学校づくりに努め、学校教育活動全体を通じて、計画的に取り組むことが大切ですが、そのためには、それぞれの学校の実態に即し、推進上の全体計画を作成することが必要です。また、その際には、各学校の人権・同和教育の目標や目指す児童生徒像、具体的に実践するための重点等を全体計画として明確にすることで、効果的な推進を図ります。

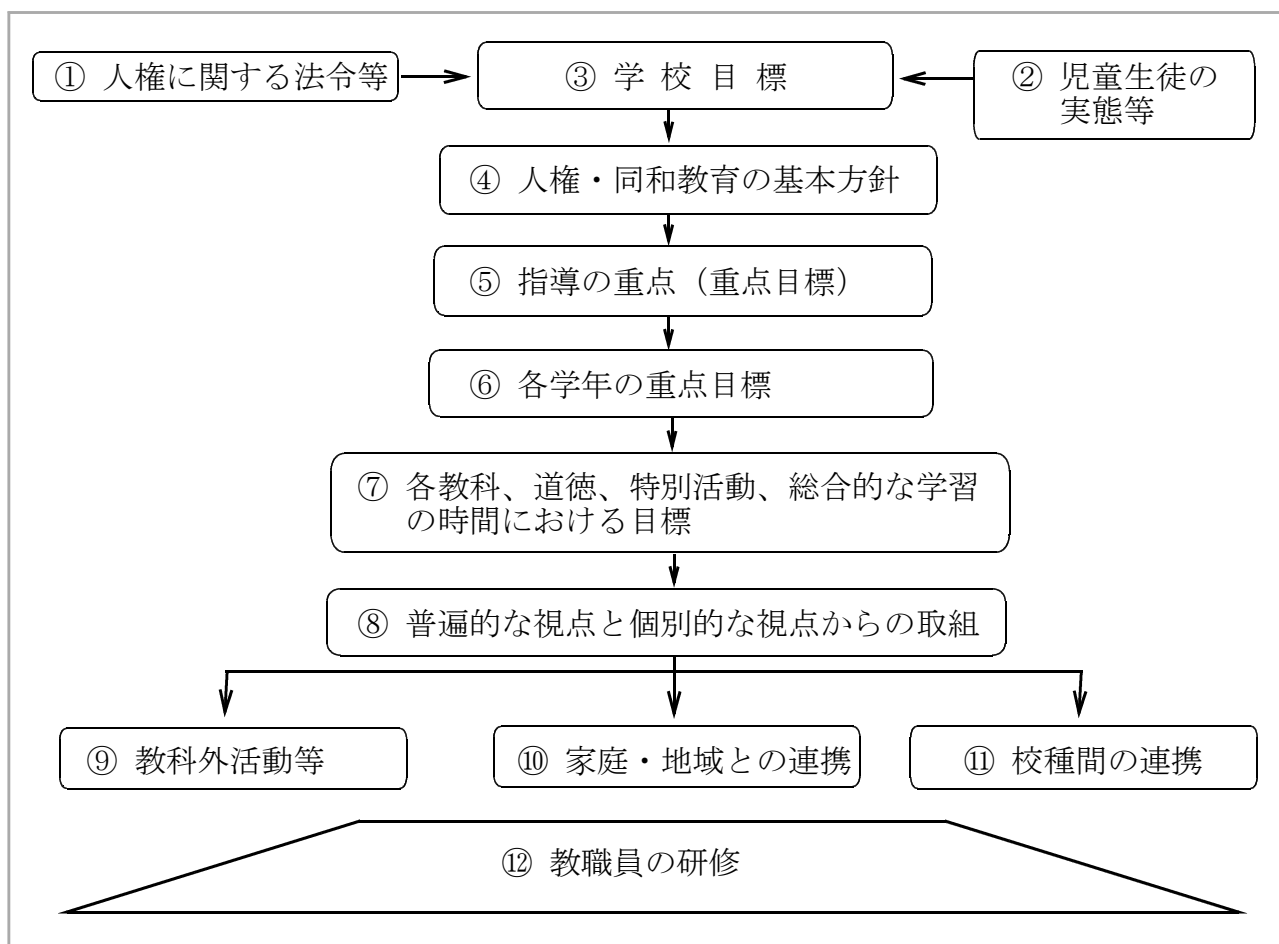
なお、全体計画の作成に当たっては、校長の学校経営方針等に基づき、人権・同和教育担当者等でその見直しや策定方針の検討を行い、人権・同和教育推進の中核となる組織等で協議し、全職員の共通理解を経ていくことが大切です。

こんなことはありませんか？

○児童生徒の実態を十分に考慮しないまま、前年度の計画を安易に踏襲し、作成する…

○作成された計画が、全職員で十分に検討されていない…
(または、よく理解できてない…)

【参考例】人権・同和教育の全体計画イメージ図



【全体計画の策定に当たっての留意点(例)】

項目例	留意点
① 人権に関する法令等	・人権・同和教育の根拠となる関連法規や教育施策の動向等を示します。(日本国憲法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、児童の権利に関する条約、〇〇市人権教育基本計画等)
② 児童生徒の実態等	・児童生徒の実態、保護者・地域の願い、教職員の願い等を示します。 ・自校の課題は何か教職員が共通認識をもつことが大切です。
③ 学校目標	・学校として取り組む教育目標（目指す児童生徒像）を示します。 ・人権・同和教育との関わりのある言葉や内容を確認します。
④ 人権・同和教育の目標（基	・人権・同和教育で取り組む課題を明確にし、学校教育目標との関連がわかるように基本目標を設定します。

	本目標)	
⑤	指導の重点 (重点目標)	・学校や地域等にある身近な課題への解決につながる内容にします。
⑥	各学年の重点 目標	・児童生徒の発達段階に即した具体的な目標を設定します。
⑦	各教科、道徳、 特別活動、総 合的な学習の 時間における 目標	・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における人権・同和教育に関する目標を記載します。
⑧	普遍的な視点 と個別的な視 点からの取組	・自尊感情、コミュニケーション能力等の普遍的な視点からの取組と、様々な人権課題に関わる個別的な視点からの取組の両面から大切にしたい項目等を記載します。
⑨	教科外活動等	・生徒指導、進路指導、教育相談等の取組を記載します。
⑩	家庭・地域と の連携	・家庭・地域への発信、地域との連携の視点等を記載します。
⑪	校種間の連携	・校種間連携の視点、人権・同和教育カリキュラム、交流学习等について記載します。
⑫	教職員の研修	・重点的に取り上げたい課題等を踏まえて記載します。

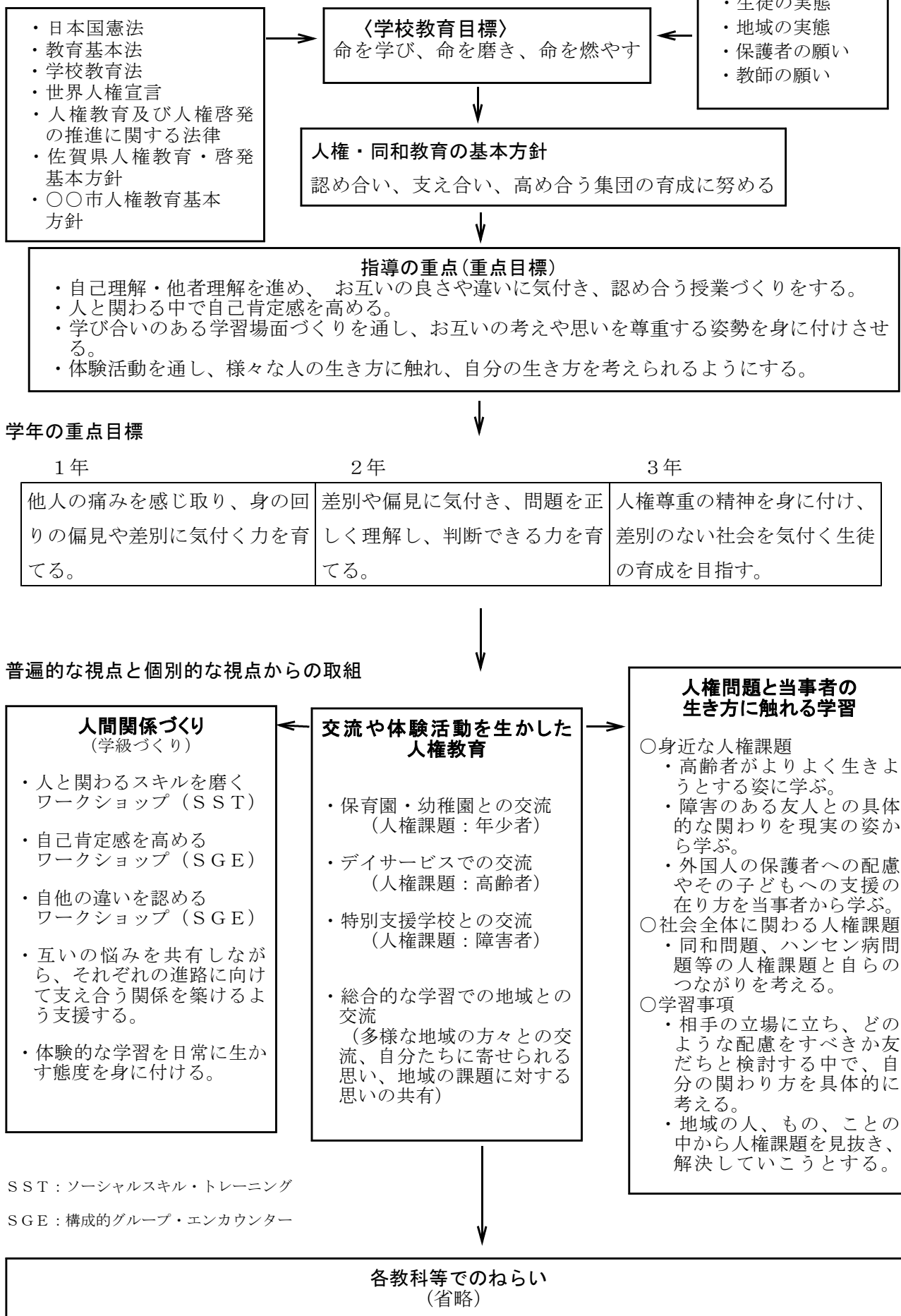
○全体計画充実のための留意点

- 重点目標や実践的課題は肯定的な表現を用いている。
- 児童生徒の発達段階に即した学年別目標が設定され、目指す児童生徒の姿が明確にされている。
- 児童生徒への取組だけでなく、教職員、家庭、地域の人権意識を高める取組が盛り込まれている。
- 児童生徒の実態、家庭・地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえた検討がなされている。
- 関連法規や教育行政施策の動向等を踏まえた内容となっている。
- 学校の教育目標と人権教育目標との関連が明確になっている。
- 人権に関する重要課題への取組が、学校や地域の実情に応じたもの（より身近な課題への取組）として示されている。
- 交流活動や体験活動など児童生徒が主体的に参加できる取組が組み込まれている。
- コミュニケーション力や共感力等の育成（豊かな人間関係づくり）など人権感覚を育成する視点が示されている。
- 各教科等における人権教育とのかかわりを考慮した教育活動が示されている。
- 校内における研究推進体制、家庭・地域、関係機関との連携、校種間の連携を工夫している。
- 全教職員が人権教育の意義やねらいを共通理解して作成している。
- 年度ごとに、全体計画の点検・評価、見直し（改善）を行う。

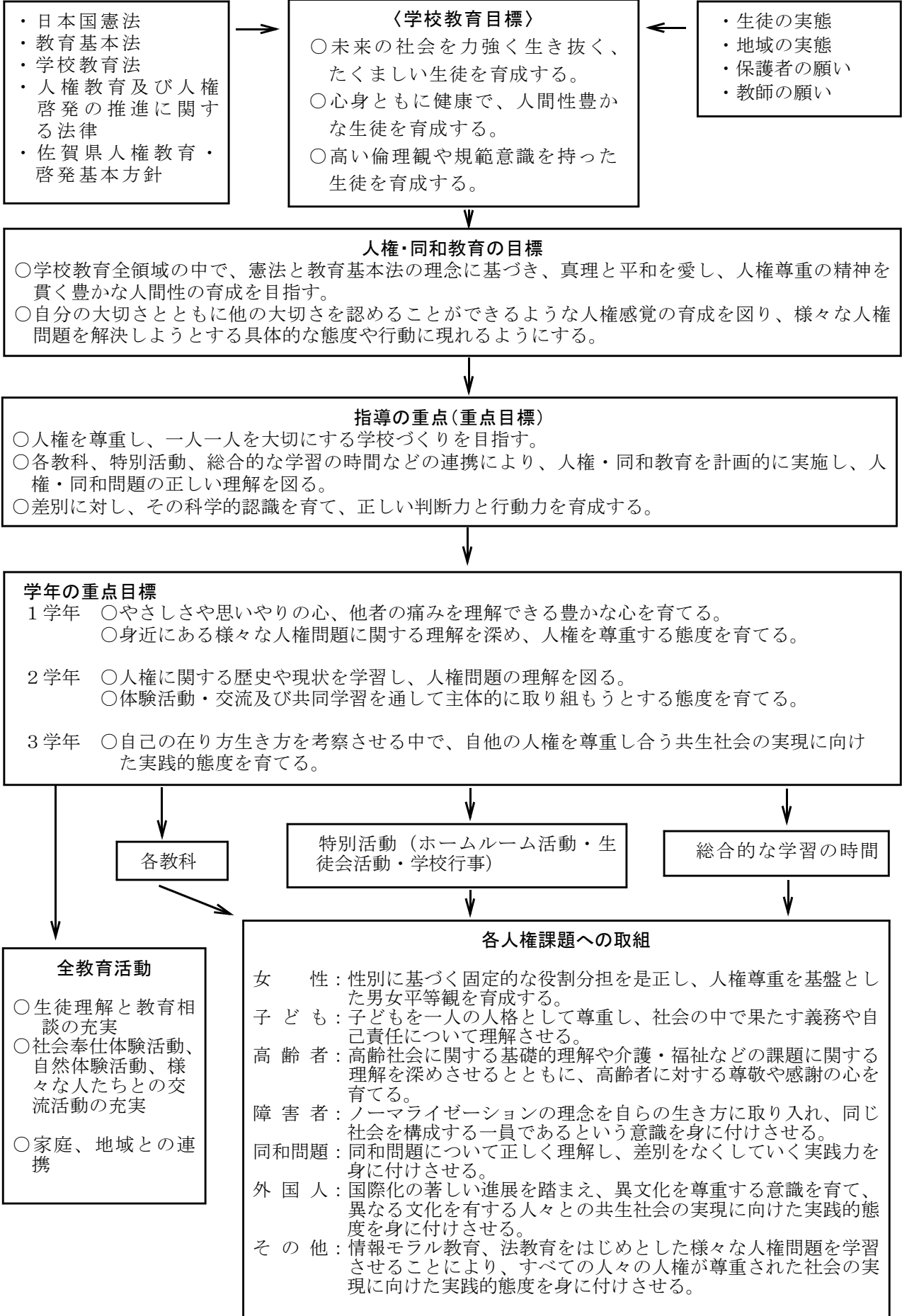
参考例 【人権・同和教育の全体計画】【小学校】



参考例 【人権・同和教育の全体計画】【中学校】



参考例 〔人権・同和教育の全体計画〕【高等学校】



・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・佐賀県人権教育・啓発基本方針

<学校教育目標>
○未来の社会を力強く生き抜く、たくましい生徒を育成する。
○心身ともに健康で、人間性豊かな生徒を育成する。
○高い倫理観や規範意識を持った生徒を育成する。

・生徒の実態
・地域の実態
・保護者の願い
・教師の願い

人権・同和教育の目標
○学校教育全領域の中で、憲法と教育基本法の理念に基づき、真理と平和を愛し、人権尊重の精神を貫く豊かな人間性の育成を目指す。
○自分の大切さとともに他の大切さを認めることができるような人権感覚の育成を図り、様々な人権問題を解決しようとする具体的な態度や行動に現れるようにする。

指導の重点(重点目標)
○人権を尊重し、一人一人を大切に作る学校づくりを目指す。
○各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの連携により、人権・同和教育を計画的に実施し、人権・同和教育の正しい理解を図る。
○差別に対し、その科学的認識を育て、正しい判断力と行動力を育成する。

学年の重点目標
1 学年 ○やさしさや思いやりの心、他者の痛みを理解できる豊かな心を育てる。
○身近にある様々な人権問題に関する理解を深め、人権を尊重する態度を育てる。
2 学年 ○人権に関する歴史や現状を学習し、人権問題の理解を図る。
○体験活動・交流及び共同学習を通して主体的に取り組もうとする態度を育てる。
3 学年 ○自己の在り方生き方を考察させる中で、自他の人権を尊重し合う共生社会の実現に向けた実践的態度を育てる。

各教科

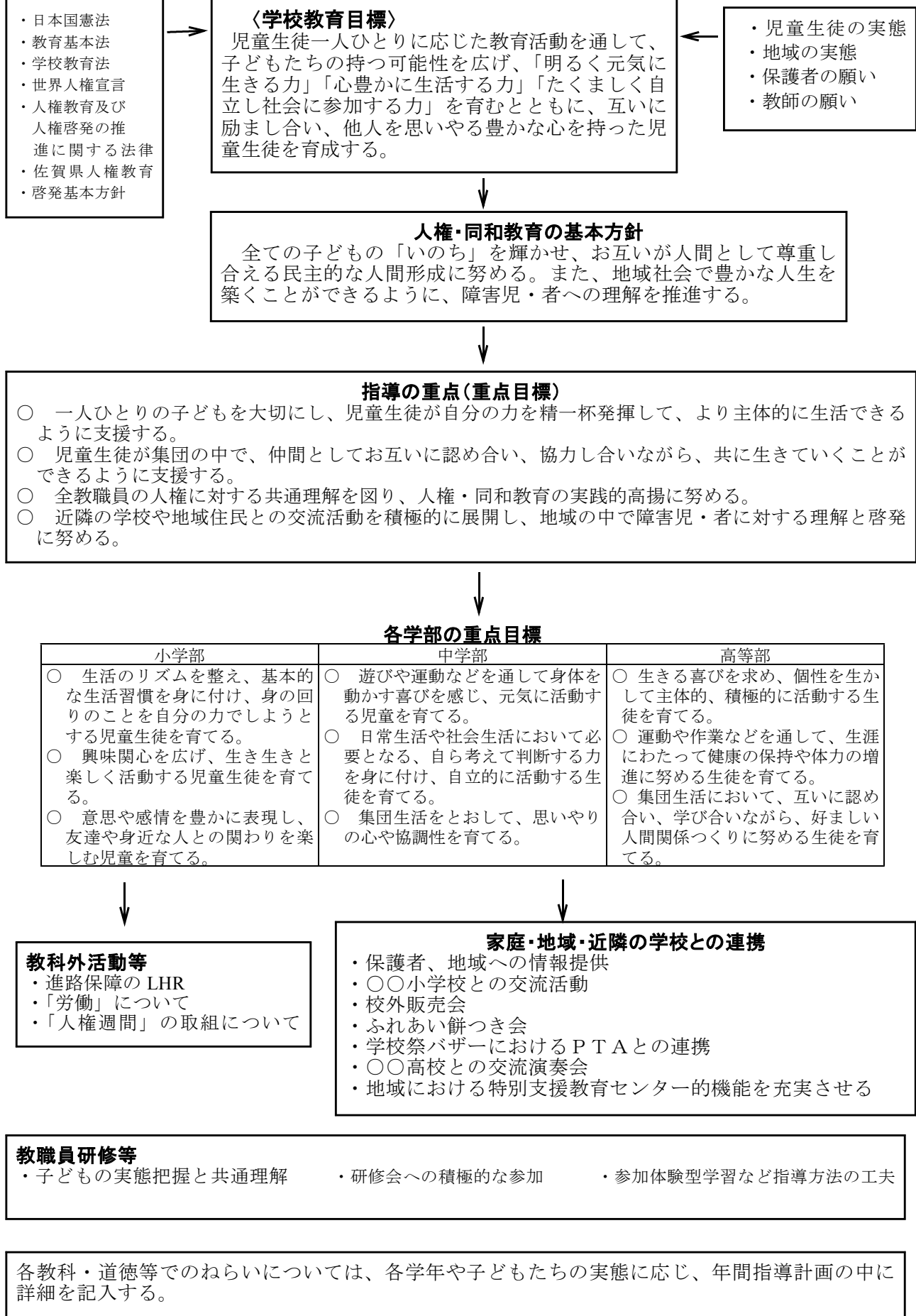
特別活動 (ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事)

総合的な学習の時間

全教育活動
○生徒理解と教育相談の充実
○社会奉仕体験活動、自然体験活動、様々な人たちとの交流活動の充実
○家庭、地域との連携

各人権課題への取組
女性：性別に基づく固定的な役割分担を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を育成する。
子ども：子どもを一人の人格として尊重し、社会の中で果たす義務や自己責任について理解させる。
高齢者：高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせるとともに、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる。
障害者：ノーマライゼーションの理念を自らの生き方に取り入れ、同じ社会を構成する一員であるという意識を身に付けさせる。
同和教育：同和教育について正しく理解し、差別をなくしていく実践力を身に付けさせる。
外国人：国際化の著しい進展を踏まえ、異文化を尊重する意識を育て、異なる文化を有する人々との共生社会の実現に向けた実践的態度を身に付けさせる。
その他：情報モラル教育、法教育をはじめとした様々な人権問題を学習させることにより、すべての人々の人権が尊重された社会の実現に向けた実践的態度を身に付けさせる。

参考例 〔人権・同和教育の全体計画〕【特別支援学校】



② 年間指導計画

年間指導計画は、全体計画に基づき、指導内容・方法等を具現化したもので、児童生徒の発達段階に応じて「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかに関通認識をもつための大切な指針です。全体計画と同様、前年度の年間指導計画の見直しを行う際は、全ての教職員の参加・協力の下に行う必要があります。

また、児童生徒にとって身近な人権問題をテーマに取り上げ、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や職場体験学習等を通して、地域の様々な人々と積極的に交流する中で、相手の心の痛みを感じることができるよう人権感覚を育む取組を進めることが大切です。

【参考】 年間指導計画充実のための留意点

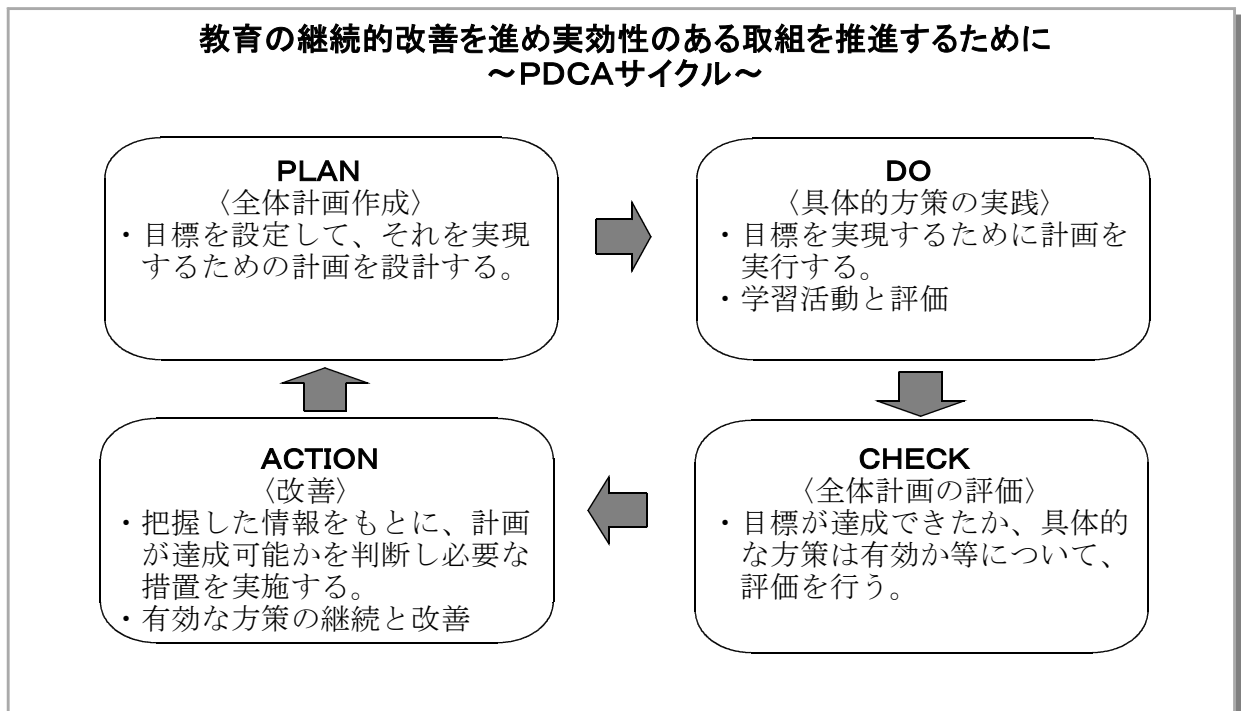
- 児童生徒の発達段階を踏まえ、6年間・3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画とする。その際、取り上げる人権課題の項目とともに人権週間における具体的な取組なども位置付ける。
- 全体計画に示されている各教科等の指導の目標・ねらいを受け、「人権教育とのかかわり」から洗い出す観点（例：「確かな学力」、「基本的な生活習慣」、「自尊感情」、「自己表現力」、「コミュニケーション能力」など）を明らかにする。
- 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる児童生徒の育成のため、次のような力や技能を総合的に培うことができるよう関連のある教育活動との結びつきを考える。
 - * 他の方の立場に立ってその方に必要なことやその方の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
 - * 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
 - * 自分の要求を一方向的に主張するのではなく建設的な手法により他の方との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- 各教科では、学習内容や指導方法等から人権教育の目標と結びつく教育活動を見出す。その際、具体的な人権課題に関する学習内容（個別的な視点からの取組）を含む単元等、また、「法の下での平等」、「個人の尊重」、「生命尊重」などに関する学習内容（普遍的な視点からの取組）を含む単元等を設定する。
- 道徳の時間については、自己を見つめ、道徳的価値の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を身に付けていくことができるよう、その内容項目として、「生命尊重」「公正・公平」等人間尊重の精神とかかわりの深い内容を設定する。
- 特別活動では、望ましい集団活動を通して、よりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。そのため、学級活動では、生活上の諸問題の解決や望ましい人間関係の育成に重点を置く。また、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事においても、学校生活の充実と発展に寄与する体験的な活動を設定する。
- 総合的な学習の時間では、そのねらいを踏まえ、横断的・総合的な課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、人権教育との関連から学習活動をする。
- 年度ごとに、指導計画の評価・見直しを行う。

(4) 取組の点検・評価

人権・同和教育の充実のためには、各学校における人権・同和教育の推進体制や実践内容等について、その在り方を不断に見直していく必要があります。そのために実践内容等の点検・評価を適宜実施することが大切です。人権・同和教育が、適切に推進され、人権・同和教育の目標が達成できたかどうかをそれぞれの立場から確認し、実践の方法等を改善していくことで、その取組が更に深まっていくこととなります。

評価については、教職員による評価だけではなく、児童生徒、保護者あるいは地域の住民による評価や相互評価を積極的に取り入れることも必要です。

- ① 教職員による点検・評価(学期や年度ごとの指導計画の点検と改善等)
 - ・教職員自身によるアンケート等を行い、その結果について分析する。
 - ・日常的な授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を行う。
- ② 児童生徒による評価(児童生徒の意欲・関心、達成感の状況の把握等)
 - ・学校の取組に対する児童生徒の評価をアンケート等により調査し、その結果を学校としての評価に反映させる。
 - ・児童生徒が自らの学習について評価することにより、人権・同和教育に対する意欲関心、達成感等の状況を把握し、学習の在り方の検証や指導方法等の工夫改善につなげる。
- ③ 保護者等による評価(アンケート調査、授業参観など)
 - ・保護者等によるアンケート調査等を行い、結果を公表する。また、学校評議員等の意見を求めたり、PTAの会合等において意見交換を行ったりする。
 - ・学校、学年、学級における取組を公開し、活動状況の説明を行うとともに、保護者等の意見や感想を聞く機会を設ける。



【参考】点検・評価アンケートの項目例

〈教員向け〉

観 点	項 目 (例)
学年・学級 経営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育の視点が学級・学年目標の中に位置づけられている。 ○ 児童生徒の不安や悩みを受け止める体制ができている。 ○ 配慮や支援を要する児童生徒への支援について、全校・学年で共通理解を図っている。 ○ 自身の人権意識の高揚を図り、人権に配慮した言動を心がけている。
教科等指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権についての知的理解を深めたり、人権感覚を育成する指導を推進している。 ○ 人権教育の視点に立った各教科等の指導目標や年間指導計画が作成されている。 ○ 道徳の時間や学級活動の時間に、人権に関する内容を計画的に指導している。 ○ 自然体験や交流活動を多様に組み入れるなど、指導方法の工夫を行っている。 ○ 児童生徒が、互いのよさを認め合い協力するとともに、自己を生かすことのできる場や機会を適切に設けている。
生徒指導 教育相談 進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的生徒指導の視点に立って、相互に人権を尊重し、支え合う人間関係づくりを援助している。 ○ いじめ等の実態を的確に把握し、課題解決を図るための校内組織を整備している。 ○ 児童生徒理解については、一人一人の性格や抱える問題等を積極的に理解・把握するための取組を日頃から行っている。 ○ 自己の進路や生き方について考える機会を設けている。
連 携 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭・地域との連携 ○ 人権教育の全体計画及び年間指導計画の中に、家庭・地域との連携に関する取組が組み入れられている。 ○ 人権教育の指導に当たり、地域の人材を活用した授業や、保護者参画型の授業等の工夫を行っている。 ○ PTAによる研修会や役員会、担任による家庭訪問等の機会をとらえて、保護者に対する計画的な啓発がなされている。 ○ 授業参観等の機会をとらえ、教科等の学習において人権に関わる主題を取り上げてこれを公開したり、学年・学級懇談会等で、学校の取組を説明して意見交換を行うなど、人権教育についての理解を図っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機 関等との連携 ○ 関係機関等と連携した人権教育の取組を年間指導計画の中に組み入れている。 ○ 関係機関が開催する人権啓発イベント等への参加や、関係機関が作成する啓発資料の利用・周知などを、積極的に行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校種間 の連携 ○ 校種間の協議の場を通して、人権教育の教育課程の編成等に関し、長期的な観点から検討・調整を行い、その結果を各学校の年間指導計画等に反映している。 ○ 校種間交流の取組など、複数校種の連携による人権教育の活動を行っている。

〈児童生徒向け〉

観 点	項 目 (例)
自 分 自 身 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自他の 大切さ ○ 自分のよいところを知っている。 ○ 友だちのよいところに学ぶことがある。 ○ 先生や家の人のよいところに学ぶことがある。 ○ 学級のみんな（や部活動のメンバー）と協力し合っている。 ○ 問題が起こったとき、みんなで話し合って解決している。 ○ 周りに困っている人がいたら助ける。 ○ 自分が困っている時は周りの支援を求める。 ○ 自分のことを大切に生活している。 ○ 自分と同じように、相手のことを大切にしている。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考えや感じ方には、人それぞれ違いがあってよいと思う。

自分自身について	人権の理解	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他人の人権を侵害する行為（相手のいやがること）は、どんな理由があっても行ってはならないと思う。 ○ 人権の大切さについては、憲法などの法律にも示されていることを知っている。
	社会的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の考えや気持ちを、友だちや先生によく話している。 ○ 勉強などのとき、友だちや先生の話をよく聞いている。 ○ 誰かがつらい（悲しい）思いをしているとき、一緒に考えるようにしている。 ○ 誰かがいじめ（や人権侵害）を受けているとき、それを止めるようにしている。 ○ 友だち同士の間で問題が起きたときに、それに向き合って話し合うようにしている。 ○ 相手と対立したとき、互いの立場を尊重して解決しようとしている。
	体験の事実等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰かからしてもらったことで、とても嬉しかったことがある。 ○ 自分が誰かにしている（した）ことで、地域や社会に役立っている（役だった）ことがある。 ○ 友だちに何でも相談できる。 ○ 友だちが間違っていたら注意する。 ○ 大人になったときの夢や仕事について考えることがある。 ○ 地域の行事に積極的に参加している。
学校について		<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で、友だちに会うのは楽しい。 ○ 学校で好きな授業がある。 ○ 学校で楽しみにしている活動がある。 ○ 学校に行きたくないことがある。 ○ 先生は、悩みごとや相談ごとをよく聞いてくれると思う。 ○ 先生は、努力したことを認めてくれると思う。 ○ 学校では、間違ったことを納得いくように話してくれていると思う。 ○ 学校で、地域の人々の活躍や家族からの話を聞いたりすることがある。 ○ 人権学習が自分たちの学年・学級の問題解決につながっている。

〈保護者向け〉

観 点	項 目（例）
子どもについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもは、学校に楽しく通っている。 ○ 子どもは、学校生活の様子を家庭で話している。 ○ 子どもの考えや話をよく聴くように心がけている。 ○ 子どもの生き方や将来を親子で話し合うことがある。
家庭の取組等について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業参観や運動会などの行事には積極的に参加している。 ○ 学校だよりなどの配布物にはよく目を通してしている。 ○ 家庭や地域で問題が起こったとき、学校に相談している。 ○ 家庭の教育方針を学校にも伝え理解を求めている。
学校の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、人権教育の活動に関する計画や実施状況等について、わかりやすく伝えていると思う。 ○ 学校で取り組んでいる人権学習の様子については、子どもからよく聞いている。
学校の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、子どものよさを大切にしていると思う。 ○ 学校は、子どもをよく理解していると思う。 ○ 学校は、子どもの努力や能力を適切・公平に評価していると思う。 ○ 学校は、子どもの間違った行動に対し適切に指導していると思う。 ○ 学校は、子どもや保護者の相談事によく対応していると思う。 ○ 学校は、問題が生じたとき迅速に対応していると思う。 ○ 学校は、地域の人々や保護者に対する人権啓発を積極的に行っていると思う。 ○ 学校は、保護者や地域の要請に応えようと努力していると思う。 ○ 学校は、地域人材や保護者の教育活動への参加を積極的に促していると思う。

4 社会科担当と学級担任との連携

(1) 江戸時代初期の身分制度の授業実施について

県内の中学校では、新学習指導要領への移行に伴い、2年生の1学期に、社会科(歴史的分野)の時間に、身分制度の授業(厳しい身分による差別:東京書籍など)が行われますが、授業の中では、身分制度の成り立ち等について学習する中で、賤称語(えた、ひにん)についても学習します。

その授業の前後に、身分制度について人権意識を持って理解するために、社会科担当だけではなく、学級担任や学年担当との連携を図ることが大切です。

(留意点)

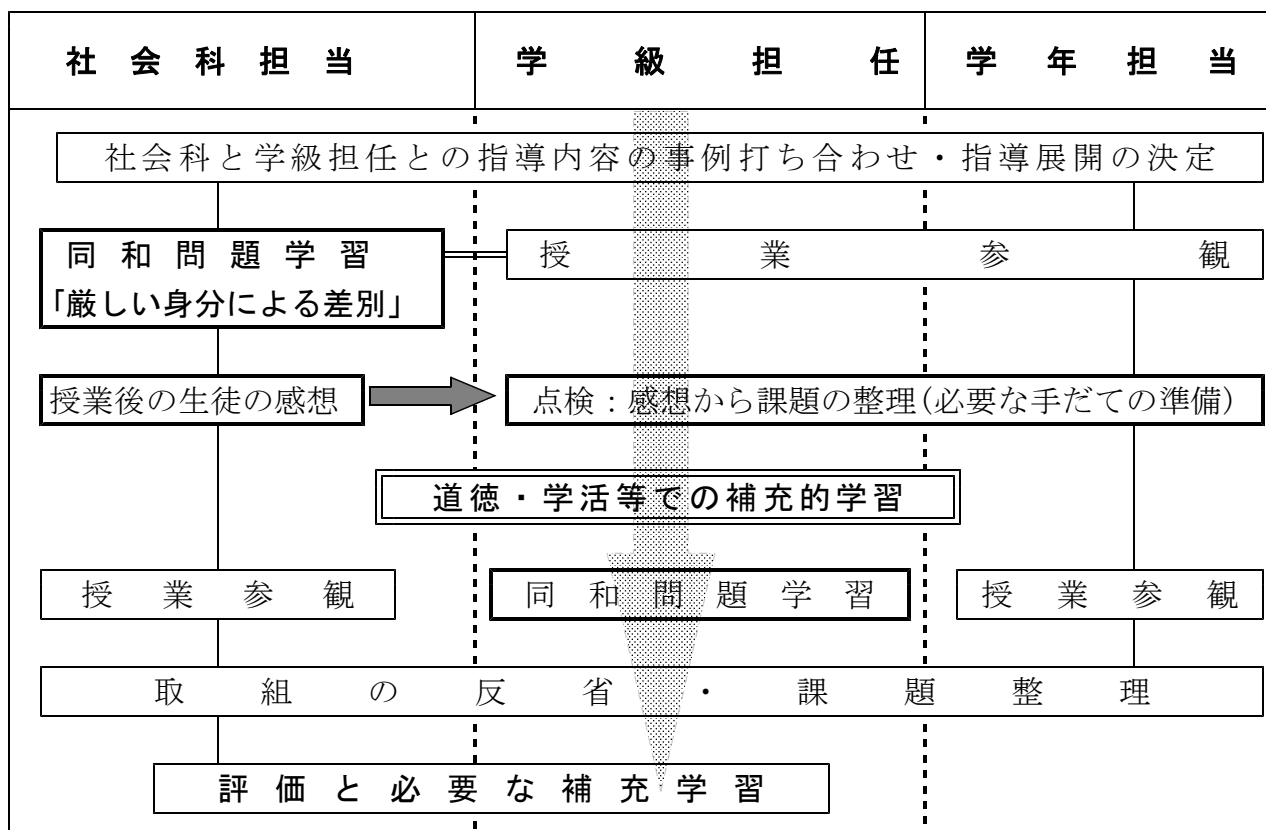
- ① 担任と社会科担当が人権の視点を持った指導内容に相違が生じないように、事前に十分な打ち合わせを行い、指導展開などについて共通理解を図る。
- ② 社会科の学習内容(身分制度の授業)を担任・学年担当が理解し、社会科担当が人権の視点での学習の内容を理解するなど、相互の連携を図る。

(指導の流れについて)

社会科担当による歴史学習を1時間、次に担任が1時間「同和問題学習」の授業を行い、必要に応じて、道徳等で補充学習を行います。

社会科担当、学級担任、学年担当の流れは以下のとおりですが、指導期間は、生徒の意識が薄れないためにもできる限り1週間以内で授業を实践したいところです。

(例)



(2) 中学校人権・同和教育の連携状況評価・点検

		評価
人権・同和教育担当者	①学級担任と社会科担当との連携した取組を推進している。	
社会科担当	①社会科の年間計画の中で、賤称語が出てくる単元を明記している。	
	②身分制度（賤称語）を学習する単元で、教材や指導法を工夫している。	
	③身分制度を学習する単元で、指導案を作成し、授業内容を検討している。	
	④学級担任や学年に身分制度の授業を公開している。	
	⑤学級担任や学年と連携しながら、身分制度の授業に取り組んでいる。	
	⑥基本的人権の尊重についての学習で、教材や指導法を工夫している。	
学級担任	①身分制度の授業について、社会科担当と連携している。	
	②学級で身分制度に関する授業を補い、支援する学習を道徳等で行っている。	
	③社会科の身分制度に関する授業を参観している。	
全職員	①身分制度を学習する時期や教科書の概要、学習目的等について理解している。	

評価方法（例）

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| ◎ 十分できていると判断されるもの | ----- | 2点 |
| ○ おおむねできていると判断されるもの | ----- | 1点 |
| △ 努力を要すると判断されるもの | ----- | 0点 |

5 家庭、地域、関係機関との連携及び校種間の連携

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮できます。

学校の取組を日常的に公開・公表し、協力関係を構築するとともに、人権教育を推進する明確なメッセージを伝えることが必要です。また、実践に際しては、それぞれの特性が発揮できるように配慮していく必要があります。

また、校種間の連携を進めるに当たっては、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校などの学校段階だけの取組だけでなく、児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの共同研究、授業研究会や合同研修会等の取組など、系統的・継続的な人権教育の実践に努めることが大切となります。

(1) 家庭、地域との連携

児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしています。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受け止める環境が十分整っていなければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではありません。

児童生徒の生活基盤である家庭や地域社会において、学校における人権教育を肯定的に受け止める環境づくりを進め、人権教育に対する保護者等の理解を促すことが重要となります。

家庭・地域との連携推進のための様々な方策（例）

連携の機会	連携推進の方策
○日常 (通常の授業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより、学級通信等の発行、ホームページへの情報掲載などにより、学校からの発信を進める。 ・PTAの広報紙などを通じ、人権教育や人権問題への意識高揚を図る。 ・人権課題の解決に取り組む地域の人材をゲストティーチャーとして招き、生き方や人権に対する考え方を学ぶ。
○学習発表会	<ul style="list-style-type: none"> ・校区のフィールドワークを行い、まちづくりについての提案を行う。
○授業参観・学校公開	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの作品を校内等に展示し、紹介する。
○学年・学級懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に関する学年・学級の取組について説明し、意見交換等を行う。
○PTA研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する講演会、ワークショップなどを開催する。
○地区懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区単位で、校区内の各学校・PTAの合同による研修会を実施する。
○家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・校区で子どもを中心としたまつりを開く〔○○まつり・フェスティバル〕。 ・児童生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握する。
※ 地域における取組との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の人権教育・啓発関連事業とタイアップして取り組む。 ・市町村の国際交流イベント等に参加する。 ・人権・福祉関係のポスター、標語、作文等の募集に応募する。

(2) 関係諸機関との連携、協力

学校における人権教育をより効果的なものとするため、大学や研究機関、市民団体など、関係諸機関との密接な連携を図り、児童生徒への指導や、教職員の研修等に際し、これらの関係諸機関の協力を得て、多様な教育活動や研修活動を積極的に推進していくことが大切です。

【参考】関係機関との連携の例

活 動	形 態 ・ 内 容
①福祉体験の取組	県の社会福祉協議会やボランティア団体、地域の福祉施設の協力を得て、模擬福祉体験等の活動を行う。
②ボランティア活動	社会福祉協議会等と連携し、夏季・冬季休業期間等を利用して、福祉施設での「ふれあい弁当作り」や、保育所での「お泊り保育」の手伝いを行ったり、地域のボランティア団体と協力して、「駅周辺クリーンアップ作戦」（清掃活動）への参加など、活動を行う。
③生き方に触れる講演会の開催	「ふるさと先生講演会」として、地域の有識者や助産師、大学教授などを招き、「命の大切さ」、「人の権利」などのテーマについて話を聞くとともに、講演を聞いた感想の発表会を後日開催する。 講演会については、保護者や地域の人々にも参加を呼びかける。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～実践編～ P. 21

【資料】「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定）より抜粋

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

人権に関する一連の学習活動の中で、関係諸機関と連携・協力することは、次のような効果が期待できます。

- ① 人権を守り、人権尊重の社会を支える専門家の存在を知り、その人と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培う契機となる。
- ② 将来設計やキャリア形成を考える上で、適切な教育的効果が得られる。
- ③ 施設の訪問等を通じ、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合うことで、人権課題に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育むことができる。

- ④ 指導講師を依頼して研修会を実施したり、児童生徒の人権意識に関する調査・分析についての協力を得たり、施設訪問などの参加体験型学習を進めるに際し専門家の助言を受けたりするなどの取組は、児童生徒に対する人権教育の指導の充実にとどまらず、教員の資質向上に大きく資する。

(3) 校種間の協力と連携

子どもは、保育所・幼稚園から、小学校、中学校、高等学校等へと学習の場を移しながら成長します。人権教育においても、そのような学習者の成長過程全体を想定し、年齢、学年などの発達段階に適した学習活動を計画することが必要であり、各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修を目的とした連携が不可欠です。

次に挙げる例は、人権教育総合推進地域事業の指定を受けている太良町の取組です。太良町には、多良小・中学校と大浦小・中学校があり、「豊かな人間力の育成」をめざし、学校、家庭、地域の連携を活かして、教育活動全体を通じた人権教育の推進がなされています。人権教育プロジェクト会議を中心に、児童生徒一人一人が「自分は大切にされている。」と実感できるような地域づくり・学校づくりが行われています。

<太良町の取組例> (人権教育総合推進地域事業【文科省・県指定】H22. 23. 24)

1 人権教育総合推進会議の構成の概要

太良町教育委員会に「太良町豊かな人間力形成協議会」を設置し、町内4小中学校における人権教育を総合的に推進するために人権教育プロジェクト会議を設置。

2 組織図 (右図参照)

3 各プロジェクトの事業の概要

学力向上プロジェクト

- ① 子どもたちの豊かな人間力の形成に関する教育内容と組織の体系化を図る
- ② 学力向上のための学習プログラムの開発と実践

※ 具体的取組等…「全職員研修会」「教科等研修会」「小中連携研修会」

※ 設置専門部会…学力向上委員会、小中教科部会

家庭地域プロジェクト

- ① PTA 活動の活性化と子育てフォーラムの開催
- ② 社会教育や地域人材と学校教育及びPTA 活動との連携
- ③ 学校支援ボランティア活動の充実

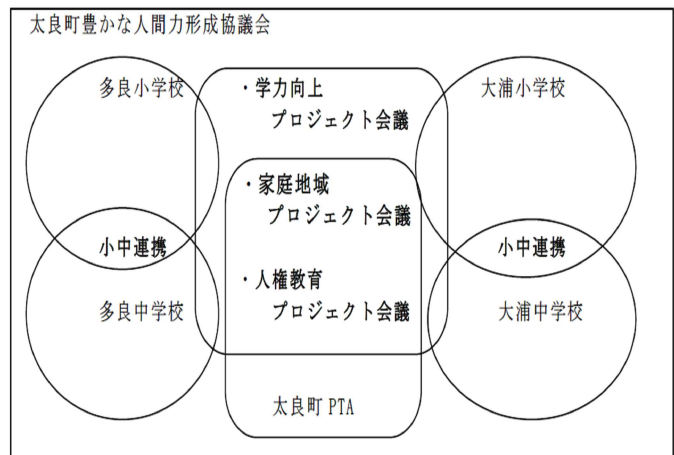
※ 具体的取組等…「教育懇談会(子育てフォーラム)」「生活習慣100点運動」「町教育情報ホームページ」

人権教育プロジェクト会議

- ① 全教育活動を通じての人権・同和教育の推進
- ② いじめ根絶の徹底を図るとともに、いじめを許さない風土の醸成を図る。
- ③ 不登校等悩みを抱える児童・生徒の理解と個々にあった指導計画の作成及び実践。

※ 具体的取組…「教職員、PTA 合同研修会並びに講演会」「教育相談研修会」

「心のアンケートの実施」「『気になる子』生徒指導研修会」



第Ⅳ章 人権教育の指導内容・方法の充実

1 人権教育の指導内容

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総合的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要です。人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面としてとらえることができます。学校においては、これらの側面の育成を教科等の指導に総合的に位置付け、実践していくことが求められています。

(1) 人権に関する知的理解に関わる指導内容

知識的側面の育成については、各教科等をはじめ、あらゆる教育活動の場において、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組むことが求められます。

この側面の指導に当たっては、単なる知識伝達に止まらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受けとめ、情緒的にもそれに共感できるようになるための主体的な学習を可能にする教授法を活用する努力が必要です。児童生徒の自己活動的、主体的関与を促すような学習や、主体的な関与と取組を基礎とする体験的な学習の機会を提供できるような工夫が求められます。同時に、個別的・個人的な学習形態よりも、グループ活動も含む協同的・協力的な形態の学習を、より多く取り入れていくことが望まれます。

【参考】 知的側面に焦点を当てた指導内容の構成の例

- ① 社会科等の授業で、人権に関わる題材を扱う際に、児童生徒が、自分自身に直接関わる問題を提示し、合理的・分析的な思考を行い、人権に関わる知識の内容を知的及び共感的に理解し、内面化することを促すような幅広い内容構成を工夫する。単なる知識の伝達に終わらないように、資料や情報の自主的探求や討議を取り入れた授業の展開を図るなど柔軟で弾力的な指導方法を取り入れることも有効である。
- ② 総合的な学習の時間、特別活動（特に学級活動やホームルーム活動）及びその他のあらゆる学習の機会を活用して、法教育の観点からも、世界人権宣言や児童の権利に関する条約等の人権関連の条約等を教材として使用する。条約等の一部分のみの使用であっても差し支えなく、例えば、児童生徒の発達段階やその他の実態に照らして適切なものがあれば、それを適宜取り上げる。まず本文の内容を学習した上で、それをテーマとして話し合ったり、必要な情報を新たに探求したりして、知識の広がりや理解の深化を目指す学習を進める。また、自分や身近な人の権利や自由が侵害された場合に、どこの誰に相談し、あるいはどこに訴えれば救済につながるのか等に関する実践的で具体的な事柄についても、発達段階を踏まえて学習内容に組み入れる。
- ③ 外国語の時間に、例えば世界人権宣言や児童の権利条約等の日常英語版テキスト等を教材として活用する。語学的な能力の育成と同時に、実際生活で将来必要となるような人権に関する生きた知識の習得や内的価値の促進に結びつける。

(2) 人権感覚の育成に関わる指導内容

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要となります。人権感覚を育成するには、「価値的・態度的側面」や「技能的側面」に属する諸要素としての価値や態度、諸技能を身に付けさせることが必要ですが、これらを一挙に育成することは容易ではありません。そこで、諸要素の中からいくつかを個別的に順次取り上げて、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となります。

その際に、特に、共感的に理解する力やコミュニケーション能力、自他の人間関係を調整する能力などを取り上げて、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

【参考】 人権感覚の育成に焦点を当てた指導内容構成の例

- ① 国語、社会、外国語等の学習内容と関連付けて、それぞれの授業時間の中に人権の実現に関わる想像力、共感性、感受性、コミュニケーション技能などの育成を図る活動を可能な限り取り入れる。
- ② 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等あらゆる機会をとらえ、できるだけ直接的な体験を活かすことを通じ、上記①に掲げる諸技能を育成する。体験的な学習を進める上で、ロールプレイング、シミュレーション、ディスカッション等の能動的手法を取り入れることも有効である。

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～ P.24

2 効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するに当たっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければなりません。その教材から、子どもたちにどのような知識や技能を身に付けさせたいのか、子どもたちの中にどのような意識や態度を育みたいのかが、具体的に設定されている必要があります。

その上で、人権が尊重される社会づくりを自らの問題としてとらえ、自ら考えることができるようにするなどの教育効果を高めるため、身近な事柄を取り上げたり、児童生徒の興味・関心を活かしたりするといった教材の内容面での創意工夫を行います。もちろん、このことは、身近でない課題を取り上げないということの意味するものではありません。子どもたちの日常を超えた、社会全体や地球全体に関わる課題を取り上げることによって、逆に身近な課題についての認識が深まり、人権問題と自らとのつながりが見えてくることも考えられます。

学習の目的に応じて、生命の大切さに気付くことができる教材、様々な人権問題に気付くことができる教材、それぞれの人権問題を深く考えるための教材、自分自身を深く見つめることを意図した教材、身の回りの世界や周囲の人々との関わりを問い直すための教材、コミュニケーションのとり方や自己を的確に表現する技能を学ぶ教材など、多様な学習教材の選定・開発が望まれます。以下の効果的な教材の例からもわかるように、学習の目的に応じた多様な学習教材の選定・開発が望まれます。

【参考】 効果的な教材の例（項目のみ）

- 1：地域の教材化
- 2：外部講師の講話やふれあいの教材化
- 3：生命の大切さに関する教材
- 4：保護者や地域関係者と共に作る教材
- 5：視聴覚教材など児童生徒の感性に訴える教材の活用
- 6：小説、詩、歌などの作品の教材化
- 7：同世代の児童生徒の作品の教材化
- 8：歴史的事象の教材化
- 9：教材を通して、よりよい出会いをつくるための教材
- 10：情報交換できるシステムの活用

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～ P.25～27

「効果的な学習教材」については、昨年度作成した「人権・同和教育資料第41集」に詳しく紹介されています。また、これ以前に作成された資料集にも、様々な実践事例が紹介されていますので、参考にしてください。

「「障がい」のある友だちについて理解する人権集会について」41集

- 「障がい」をもつ人たちの困難について理解し、どんな手助けや関わり方ができるのかを考え、実行する意欲をもたせる。

「Mさんの半生」41集

- 校区内在住のMさんの回想録から、障がい者と言われる人々への差別問題について考え、生徒それぞれが自分を見つめ、自分の差別心に気付き、全ての人の人権を尊重することの大切さに気付く。

「高齢者の心」41集

- 高齢者をはじめ、社会的に弱い立場の人々に対し、相手を理解することが差別をなくしていく出発点であることに気付く。

「いつかVゴール」41集

- 世の中には、様々なハンディのある人がいることを知り、その人たちとどのように接していけばよいかを考える。

「差別とたたかう勇氣」41集

- アパルトヘイトに屈しなかったネルソンマンデラ氏の生き方を通して身近な差別について考える。

「いじめについて考える」41集

- 身近な事例を通して、いじめの問題を自分のこととして考え、いじめをなくすために自分にできることをみんなで話し合い、実行する。

「子どもたちが笑顔になる人権集会」40集

- 友だちのよいところを見つけ合う事で、自己肯定感を高める。

「ディスカッションを取り入れた人権集会」

- 各学年の多様な意見を聞いて視野を広げたり、共感的に目標を決定したりする。

「「障がい者」指導者への決意」39集

- 「障がい者」である弟とともに生きる家族の生き方を通し、同情や差別の不当性に気付かせ、差別を自分のこととして受け止め、差別を許さない心を育て

「「優先席」について考える人権集会」39集

- 優先席についての問題点を考える事を通して、一人ひとりの人権が尊重されるよりよい社会や個人の生き方を目指す態度を育てる。

「かけがえのない命」38集

- 病に冒されながらも精一杯自分の一生を生きた少女の死を通して、限りある命だからこそ一日一日を前向きに生きていく事の大切さに気付かせる。また、自分の命と同様に、他人の命を尊重していく姿勢を育てる。

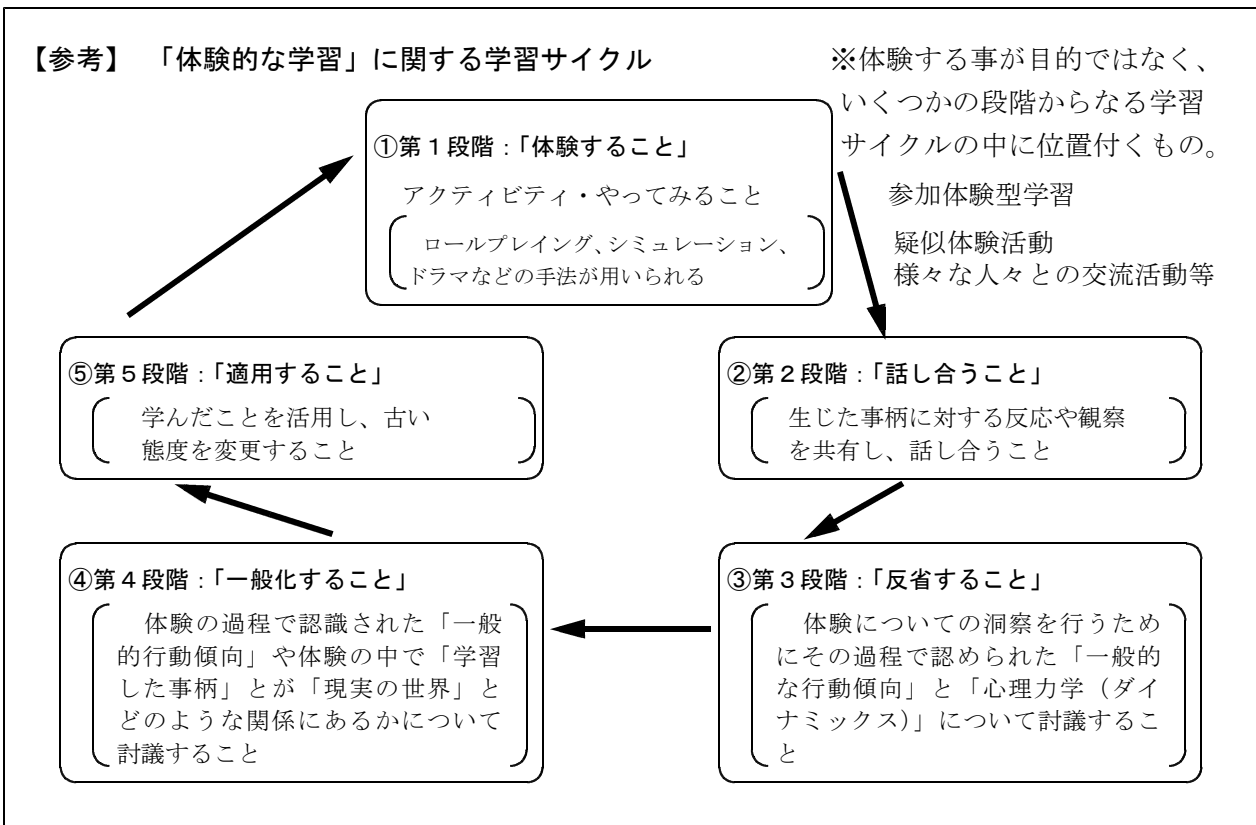
3 指導方法の在り方

(1) 人権教育における指導方法の基本原則

「第三次とりまとめ」では、人権教育の指導方法の基本原則として、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、「児童生徒ができるだけ主体的に、他の児童生徒とも協力し合うような方法で、学習に取り組めるよう工夫することが求められる」とされています。また、このような資質・能力を育成するためには、児童生徒が自らの経験を通して学習できるものであり、自分で「感じ、考え、行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。

このようなことから、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置くことが求められます。それらの学習形態には、それぞれ次のような特徴があります。

- ①「協力的な学習」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。
- ②「参加的な学習」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本的要素とする学習。
- ③「体験的な学習」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。



(2) 人権教育における指導方法の工夫

人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決を目指す主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としています。このような指導を効果的に行うためには、①児童生徒の自主性を尊重したり、②「体験」的な活動を多様に取り入れたり、③発達段階等を踏まえたりするなどの工夫が必要です。

① 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

指導が一方的にならないよう留意し、課題意識を持って自ら考え、主体的に判断するような力や、実践的に行動するような力の育成を目指しています。指導に際しては、児童生徒が受け身で終わるのではなく、自らの関心や意欲を高めつつ、能動的に活動を重ねながら学習を深めていけるように、学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通じ、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫によって、多面的・多角的に考える力や合理的な見方・考え方を育てていくことが求められます。

② 「体験」を取り入れた指導方法の工夫

豊かな人間性や社会性を育むため、体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行う必要があります。児童生徒が自らの行動を変容させる要因や、児童生徒の内面における人権課題への自覚の深まりを意識した指導の構成が不可欠となります。

児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが望ましいのはもちろんのこと、体験的な活動については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなどにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成果を効果的に活かしていくことが重要です。

③ 児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法の工夫

学校において人権教育に取り組むに際しては、児童生徒が心身ともに成長過程にあることを十分に留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を展開することが重要です。

また、児童生徒の学習は、発達段階だけではなく、その生活の実態にも大きく左右されることもあります。例えば、児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要があります。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となります。

※ 学校における人権教育については、教育の中立性を確保に十分注意を払わなければならないとともに、個人情報やプライバシーに関しても、慎重な配慮を行わなければならないとされています。

【参考】 発達段階に即した人権教育の指導方法

1：幼児期

幼児期は、自他の認識や自意識は明確ではないが、他者の存在に気付く時期であり、遊びを中心にして友達との関わり合いの中で、社会性の原型ともいえるものを獲得していく。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められる。幼児は、特定の友人の存在を拠り所にして人との関わりを広げていく。さらに、表情から他者の情緒を理解し、生活の繰り返しの中で、物や出来事に関連させて友人を認知するため、表面的な理解に止まる傾向がある。幼児にとっては、生活の場自身が学びの場であり、人権感覚の芽生えの場でもある。

こうした幼児期の特徴を踏まえて、遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にする感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点が必要である。

2：小学校1～3学年

想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ってくる。抽象的な思考もできるようになる。また、生活の場を離れて、いわば時空を越えて、他者や歴史的な事象にも思いを馳せることができるようになってくる。ただし、まだ幼児期の特性も残っている。

このような特性を踏まえて、人権教育においても、生活体験に基づく「気付き」から想像力や認識力に訴えて深い理解に導くような配慮が必要である。また、絵本やお話の本などを活用することで、想像力を育てることも大切である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

3：小学校4～6学年

言葉の数も増え、概念を理解し、抽象的な思考が深まっていく時期である。認識力、分析力、批判力等も身に付くようになり、自意識も次第に強くなる。

この段階の児童は、そうした諸能力の発達の結果、人権の意義や重要性を知的に理解することができるようになる。しかし、その知的理解が抽象的なものに止まらないためにも、体験的な学習を併用して、具体的人権問題を直感的に「おかしい」と認知する感性の育成を図ることが求められる。

また、書き言葉による不特定多数とのコミュニケーションに興味・関心を寄せ始める時期でもあることから、情報モラル教育の充実を図り、インターネットによる人権侵害等の課題について、理解の促進を図ることが重要となる。

4：青年初期（中学校段階）

内省的傾向が顕著になって自意識も一層強まる。自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもある。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まる。他者との関係では、特定の仲間集団の中に安息を見出し、仲間特有の言語環境で充足感を覚え、排他的であることをよしとし、広く他者と意思疎通を図ることに意識が向かわない傾向もある。

こうした青年初期の特色を理解した上で、生徒の自己肯定感を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観を持って生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習が求められる。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

5：青年中期（高等学校段階）

生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充する。個人差はあるが、抽象的な概念操作もできるようになり、複雑な思考も可能になる。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期である。

また、社会の一員として、主体的に自立した存在として生きるための方策を真剣に模索し始める。他者の存在を寛容に受容し、多様な価値観をお互いに認め合って生きていかなければ成立しない一般社会の在り方を、知的にも体験的にも認識できるようになる。また、法教育の観点からも、社会的規範の相対性と「人権」の持つ普遍性を理解できるようにもなってくる。

この時期には、様々な人権教育が可能である。しかも、多くの生徒にとって系統的・計画的な人権学習のための最後の機会となることも考えなければならない。あらゆる場と機会をとらえて、人間としての生き方を真剣に考えさせ、就労観を育成するキャリア教育等との連動も考慮に入れて、積極的に人権教育に取り組むべきである。

また、パソコンや携帯電話等の機器を個人で所有し、操作知識に習熟した者も多くなることから、インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ることも重要である。

第IV章 学校における研修の取組

学校における人権・同和教育の推進・充実に向けては、学校としての組織的な取組や指導方法等の工夫改善への積極的な取り組みが必要ですが、教職員自らの人権尊重の理念の理解と体得のための教職員研修が重要となります。

人権・同和教育の推進に当たっては、児童生徒一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが人権・同和教育の重要な部分でもあります。

教職員自らが様々な人権課題について正しく理解することとともに、常に研修等を通して自己研鑽に努め、自らの人権意識と確かな人権感覚を身に付けていくことが求められます。

1 年間研修計画について

各学校においては、人権・同和教育の年間指導計画に基づき、当該年度に取り組む人権・同和教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成し、これに沿った研修の取組を進めることが重要です。研修プログラムの作成や実施に当たっては、教育委員会が示す指針や指導の重点などを踏まえるとともに、児童生徒の実態や取組の進捗状況を的確に把握することが大切です。

【教職員の研修プログラム例】

月	時間帯	研修内容	方法等
4	職員会議	組織の確立と進め方の確認 年間指導計画の作成	・人権・同和教育推進委員会で原案作成後、全教職員で共通理解を図る。
4	校内研修	教育相談研修会 人権作文・標語への取組について	・対応について共通理解を図る。 ・全職員の共通理解を図る。
6	職員会議	生命尊重についての学習会の取組	・講師選定や、関連した学級での取り扱いについての協議
7	職員会議	平和教室について	・ビデオの選定や視聴
8	校内研修	教職員対象の研修会	・講師を招いての研修の実施
9	放課後	人権集会の計画作成	・推進委員会で原案作成後、協議
11	校内研修	人権・同和教育に係る授業検討会	・人権週間に関連した取組の共通理解
12	校内研修	教育相談研修会	・児童生徒の経過についての共通理解
3	校内研修	本年度の評価と次年度の計画作成	・評価項目表の活用

2 研修内容について

学校において人権・同和教育に関する研修を進めていく際には、その内容について定期的に評価を行い、見直しを図るとともに、その評価結果を各年度の研修プログラムに反映させ、組織的に実施していくことが重要です。

さらに、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を次の視点で捉え直し、各学校の実態に応じて研修内容の充実に取り組むことが大切です。

また、研修方法については、全体研修だけでなく少人数の課題別グループによる研修や参加体験型の手法（討論会、ロールプレイング、フィールドワーク等）などを取り入れる工夫が望まれます。

（１）児童生徒の理解や教職員の人権感覚に関すること

- ・児童生徒の現状と課題の共通理解（校種間連携の充実）
- ・年間計画等の共通理解
- ・集団の実態把握と分析

（２）指導に関すること

- ・児童生徒の主体性を尊重した指導方法
- ・道徳の時間における「生命尊重」「公正・公平」等の人権と重なる内容の指導方法
- ・総合的な学習の時間における「人権」をテーマにした学習活動
- ・人権週間での「人権作文・人権標語づくり」「人権劇」など集中的・多面的に取り組む

（３）家庭・地域との相互理解に関すること

- ・学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供
- ・人権学習に係る授業の公開
- ・人権をテーマとした講演会の開催
- ・参観後の評価アンケートの実施
- ・参加体験型のワークショップの実施

【参考】 保護者や地域住民に対する人権研修の例

- 視聴覚教材等の使用、参加体験型研修の実施等、研修手法の工夫が大切である。

[テーマ例]

- ・「子育てと人権」
- ・「子どもと親の関係・親と親の関係」
- ・「子どもを被害者にも加害者にもしないために」
- ・「あたたかい街をつくるために」
- ・「ちがいを認め合って、共に生きる社会を」
- ・「豊かな人権感覚を育むために」